

平成九年通商産業省令第十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（平成八年法律第十四号）の施行に伴い、並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の施行に伴う経過措置を定める政令（平成九年政令第二十二号）第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）の全部を改正するこの省令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 液化石油ガス販売事業（第四条～第二十六条）
- 第三章 保安業務（第二十七条～第四十四条）
- 第四章 液化石油ガス販売事業者の認定（第四十五条～第五十条の二）
- 第五章 貯蔵施設等及び充てんのための設備（第五十一条～第八十五条）
- 第六章 液化石油ガス設備工事（第八十六条～第一百二十条）
- 第七章 指定試験機関（第一百二十一～第一百三十条）
- 第八章 雜則（第一百三十一～第一百四十四条）
- 附則（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

一 貯槽 液化石油ガスの貯蔵設備であつて、地盤面に対して移動することができないもの（次号に掲げるものを除く。）

二 バルク貯槽 第十九条第三号イ及びハ（1）から（8）まで又は第五十四条第二号

イ及びホ（第十九条第三号ハ～（1）から（8）までに係る部分に限る。）に規定する技術上の基準に適合するものであつて、地盤面に対する移動することができないもの

三 容器 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条第一項に規定するもの

四 バルク容器 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第二号に規定する溶接容器であつて、第十九条第一号イからトまで又は第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第一号イからトまでに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する技術上

の基準に適合するもの

五 貯藏能力 貯蔵設備に貯蔵することができ

る液化石油ガスの数量であつて、貯蔵設備が

貯槽にあつては次のイの算式（地盤面下に設置するものであつて、内容積が二千リットル

以上のものであつては次のイの算式）によ

り、容器である場合にあつては次のハの算式

により得られたもの

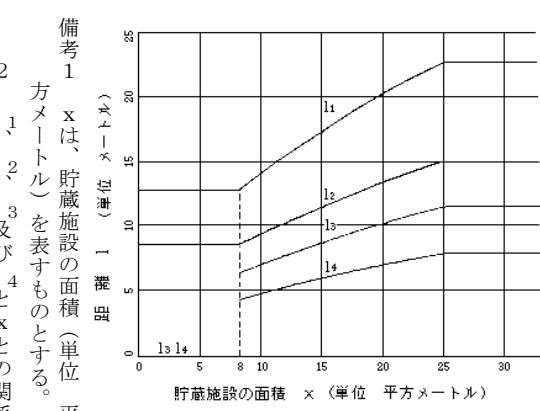
イ $W = 0.9wV$

ロ $W = 0.85wV$

ハ $W = V/C$

これら式においては、W、w、V及びC

は、それぞれ次の数値を表すものとす



を除く。)であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の建築物であつて、住居の用に供するもの（販売所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

八 第一種施設距離 次の図における貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）に対応する距離（単位 メートル）であつて、 l_1 によって表されるもの

四号 第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供的施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十九号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によつて重要文化財、重要な有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八〇年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物

十六 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム

チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物

九 第二種施設距離 前号の図における貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）に対応する距離（単位 メートル）であつて、 l_2 によつて表されるもの

1 4	1 3	1 2	1 1	1 x
0	0	6 2	9 2	x 8
1. 5 x	2.	3 2	4. 5 x	8 5 x 2
7. 5	5	1 2	1 5	2 2. 5 x

備考 1 xは、貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。
2 1. 1. 2 1. 3 及び 1. 4 と xとの関係は、それぞれ次の表のとおりとす。

は、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考とな

(損賠償を行うべき場合に備えてるべき措置)

一、その販売した液化石油ガスにより一般消費
者等の損害を被らし、又は第三者的に
賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律
第二百五号）に基づき責任保険を営むことができる
者と締結していることとする。

損害賠償の額を定めることによって生ずる損失を告示するに定める額以上を限度額としててん補することとを内容とするものであること。

二 法令違反が原因の事故について補償が免責となつていないこと。
三 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。

四 その他告示に定める要件に適合すること。
(登録行政庁の変更の場合の届出)

の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提

(標識の掲示)
第八条 法第七条の規定による標識の掲示は、様式第四に定むる。二十。

(公衆の閲覧に供する措置を要しない場合)
第八条の二 法第七条に規定する経済産業省令で

定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

二、自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第八条の三 法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。
(スマートフォン用)

第九条 (販売店等の変更の届出) 法第八条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届書

産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。ただし、法第三条第二項第三号に定める事項を変更した者であつて法第三十六条に規定する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第五章、第八十八条、第一百十二条及び第一百四十二条において同じ。）の許可を受けたものは、この限りでない。

前項の届書には、貯蔵施設の変更をした者にあつては第四条第二項第一号に掲げる書類を、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した者にあつては第四条第二項第二号に掲げる書類を、液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を変更した者については第四条第二項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

（承継の届出）

第十一条 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者（当該届出をしようとする者が当該承継により一の経済産業局の管轄区域内で二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下この項において「新登録行政庁」という。）に様式第六による届書を、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事又は指定都市の長及び当該承継に係る液化石油ガス販売事業について法第三条第一項の登録をした都道府県知事又は指定都市の長（これらの者が新登録行政庁である場合を除く。）に様式第七による届書を、その他の場合は当該承継に係る液化石油ガス販売事業について法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に様式第六による届書を提出しなければならない。

前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第十条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の事業の全部を譲り受けた液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者にあつては、様式第七の二による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第十条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した相続人であつた

貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面からの距離		貯蔵施設の外面からの距離	
	最も近い 第一種保 安物件ま での距離	第二種保 安物件ま での距離	最も近い 第一種保 安物件ま での距離	第二種保 安物件ま での距離
貯蔵施設（イ）	1以上	1以上	1以上	1以上
（ロ）	1以上 1未	1以上 1未	1以上 1未	1以上 1未

備考
1、1
1、2
1、3 及び 1、4 は、それぞれ第一
条第二項第八号に規定する1、1、2、1、3 及
び1、4を表すものとする。

三 前号の表に掲げる貯蔵施設（イ）及び（ロ）には、第一種施設距離内にある第一種保安物件又は第二種施設距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁（以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。）を設けること。

四 充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けること。

五 貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。

六 貯蔵施設には、消防設備を設けること。
(経済産業省令で定める貯蔵施設の貯蔵量)

第五条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がないものをもつてすること。

二 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、高圧ガス保安法第四十八条第一項第五号の期間（同条第五項の許可に係る充てん容器にあつては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん容器の貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携え

三 前号の表に掲げる貯蔵施設（イ）及び（ロ）には、第一種施設距離内にある第一種保安物件又は第二種施設距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁（以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。）を設けること。	四 充てん容器及び残ガス容器（以下「充てん容器等」という。）を交換するとき（当該充てん容器等に係る消費設備の数が一である場合に限る。）は、液化石油ガスの供給が中止することにより使用中の焼却器から液化石油ガスが漏えいすることのないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講じること。ただし、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りでない。	五 充てん容器等であつて供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。	六 貯蔵施設には、充てん容器等及び計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
七 貯蔵施設の周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ九センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同様の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。	八 貯蔵施設に置かれる充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。	九 貯蔵施設に置かれる充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	十 貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携え
第十一条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準	第十二条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める販売の方法の基準	第十三条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準	第十四条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める販売の方法の基準

十一 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、液化石油ガスの供給開始時までに、当該消費設備が液化石油ガス販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。	十二 液化石油ガスの引渡しは、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なくするること。（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）	十三 液化石油ガスは、計量法（平成四年法律第五十一条）に規定する法定計量単位による体積により販売すること。ただし、内容積が二十リットル以下の容器により販売する場合、第三号ただし書に規定する場合、経済産業大臣が次条の規定により配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合又は一般消費者等に対する液化石油ガスの販売であつて、その販売が高压ガス保安法の適用を受ける高压ガスの販売と不可分なものとして行われるもの若しくは特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかであると認められるものではある場合は、計量法に規定する法定計量単位による質量により販売することができる。	十四 削除
十五条 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。	十六条 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。	十七条 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。	十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この条及び第十九条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。
十九 貯槽等の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）は、次のイからヘまでに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	二十 貯槽又はバルク貯槽（以下この条及び第二十一条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。	二十一 貯槽等の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）は、次のイからヘまでに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	二十二 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
二十 貯槽等の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）は、次のイからヘまでに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	二十三 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。	二十四 削除	二十四 削除

二十三 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。	二十四 削除	二十五 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。	二十六 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。
二十四 削除	二十五 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。	二十六 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。	二十七 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。
二十五 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。	二十六 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。	二十七 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。	二十八 貯槽等を開放して修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
二十六 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。	二十七 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。	二十八 貯槽等を開放して修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。	二十九 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
二十七 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。	二十八 貯槽等を開放して修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。	二十九 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。	三十 貯槽等の修理等をするときは、あらかじめ、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。

へ修理等が終了したときは、当該貯槽等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。

十九の二 供給管若しくは配管又は集合装置を修理するため液化石油ガスを遮断するときは、次のイ及びロに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理をするときは、あらかじめ、修理の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。

ロ 修理が終了したときは、当該供給管若しくは配管又は集合装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。

二十 貯槽等（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。）は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

二十一 貯槽等（貯蔵能力が三千キログラム以上ものに限る。）は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

二十二 貯槽等（貯蔵能力が三千キログラム以上ものに限る。）は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

二十三の二 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）」とあるのは、「第二十二号の検査」と、同号イからハまで規定中「修理等」とあるのは、「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは、「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

二十四 バルク容器に設けるカップリング用液流出防止装置、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積が四千リットル未満のバルク容器に係るものに限る。）、カッピング、液面計及び過充てん防止装置は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

（危険のおそれのない場合の特則）

第十七条 第十四条第一号から第四号まで並びに前第三号、第五号及び第十三号に規定する基準について、経済産業大臣が貯蔵施設又は供給設備の規模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかるわらず、経済産業大臣が認める基準をもつて、当該規定に係る法第十六条第一項及び第二項の基準とする。

（供給設備の技術上の基準）

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るもの）を除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 充てん容器等（内容積が二千リットル以上のもに限る。以下イにおいて同じ。）には、さく、へい等を設けるもの（を除く。）には、さく、へい等を設けるものと。貯蔵設備には、警戒標を掲げてあること。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

二 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

四 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。

ロ 貯蔵設備は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。

ハ 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合すること。

（1） 貯槽は、ふた、壁及び底の厚さがそれぞれ三十センチメートル以上の防水措置を講ずること。

（2） 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽が地盤面下に埋設されている旨を朱書きすること。

は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ハ 貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。

二 貯蔵設備（販売所内に設置されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。

ホ 貯蔵設備には、その外部から見やすいよう警戒標を掲げてあること。

ヘ 貯蔵設備には、消防設備を設けること。

ト 貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

リ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

チ 充てん容器等には、転落、転倒等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

二 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。

し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合に、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。

ハ 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。

（1） 貯槽の頂部は、三十センチメートル以上ものに限る。以下イにおいて同じ。）には、さく、へい等を設けるものと。貯槽室を強制換気すること。

（2） 貯槽の頂部は、三十センチメートル以上ものに限る。以下イにおいて同じ。）には、さく、へい等を設けるものと。貯槽室を水没させること。

（3） 貯槽を二以上隣接して設置する場合に、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

ホ 貯槽は、その外面から火気（当該貯槽において同じ。）を取り扱う施設に對し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を取り扱う施設に對し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ヘ 貯槽には、その外部から見やすいよう警戒標を掲げてあること。

ト 貯槽には、消防設備を設けること。

リ 貯槽には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

チ 貯槽には、転落、転倒等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 貯槽には、転落、転倒等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ト 貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

リ 貯槽には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

ヌ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽が地盤面下に埋設されている旨を朱書きすること。

（1） 貯槽は、ふた、壁及び底の厚さがそれぞれ三十センチメートル以上の防水措置を講ずること。

（2） 貯槽は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力

の一・一倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

貯槽は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであること。

貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。

力ワの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であつて、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。

貯槽には、液面計(丸形ガラス管液面計を除く)を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。

タ貯槽に取り付けられた受入管(液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。)には、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一つは、当該貯槽の直近に設けること。

この場合において、当該貯槽の直近に設けられたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止すること。

レ地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。

ソ貯槽(販売所内に設置されているものに限る。)から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

ツ貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

ナ受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合においては、当該操作ボタン等。以下ナに記載する基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること)。

(1)バルブには、当該バルブの開閉方向(操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあつては、当該バルブの開閉状態を含む)を明示すること。

(2)バルブ(操作ボタン等により開閉するものはを除く。)に係る受入管及び供給管には、当該バルブに接続する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。

四貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。

五バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。

六バルブ、集合装置及び供給管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

七バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

八集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

イ充てん容器等又は貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)において同じ。)の間に設置される管にあつては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。

ハ二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、三・三キロパスカル以下

ロ調整器とガスマーチーの間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。

十一調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)とガスマーチーの間の供給管その他の設備(ガスマーチーを含む。)は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

イ生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、一・〇キロパスカル以上

十二建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずること。

メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。

二充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあつては、接続された状態で一キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格するものであること。

八の二集合装置又は供給管(以下この号において「集合装置等」という。)は、次に定めた基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

イ集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ロ集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていなことを確認するための措置を講ずること。

ハ集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

九調整器とガスマーチーの間の供給管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。

イ二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあつては、〇・一五メガパスカル以上

十バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の間の供給管にあつては、八・四キロパスカル以上

ロイ以外の供給管にあつては、八・四キロパスカル以上

イ気化装置は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。

ハ気化装置は、直火で直接液化石油ガスを加熱する構造のものでないこと。

ニ気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。

ホ温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置には、液状の液化石油ガスの流には、温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。

二十一調整器は、次に定める基準に適合すること。

イ調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。

- (2) 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。
- (3) 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。
- (4) 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液吸入弁を設けること。
- (5) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (6) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。
- (7) 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカッピングを取り付けたものとする。
- (8) (1)から(7)までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2)又は(3)に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。
- (9) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。
- (10) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。
- (11) バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。
- (12) バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。

- 四
- (1) 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。
- (2) 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。
- (3) バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。
- (4) 告示で定めるところにより、大地と電気的に接続すること。
- (5) 第三号ハ（1）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。
- (6) 地盤面下に埋設するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。
- (1) バルク貯槽の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。
- (2) バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。
- (3) 告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。
- (4) バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。
- (5) バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。
- (6) バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。

- 第二十一条** 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯藏能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあっては、その貯藏能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設
- 八 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。
- イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器（一段式減圧用一次側のものを除く。ロにおいて同様。）の間に設置される管にあっては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ロ 調整器とガスマーティーの間に設置される管にあっては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあっては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

- 五 法第十九条第一項の経済産業省令で定める種類の高圧ガス販売主任者免状は、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状とする。
- 四 法第十九条第一項の経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験とする。
- 三 法第十九条第一項の経済産業省令で定める種類の高圧ガス販売主任者免状は、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状とする。
- 二 当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。
- 一 当該販売所が相互に六十分以内に到達できる範囲にあること。
- 二 当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。
- 一 当該販売所に選任することができる。
- 二 業務主任者に選任することができる。
- 一 该販売所において選任した業務主任者を当該液化石油ガス販売事業者の他の二以内の販売所かわらず、次の各号に掲げる要件に適合する場合には、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所において選任した業務主任者を当該液化石油ガス販売事業者の他の二以内の販売所の業務主任者に選任することができる。
- （業務主任者の選任等）
- 第二十二条** 法第十九条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所にあっては、一千以上の販売所にあっては二に一般消費者等の数が千以上で二千を増すごとに一を加算した数以上上の業務主任者を選任しなければならない。
- （業務主任者の選任等）
- 2 貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスができる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をすればならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。
- 七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。
- 六 告示で定めるところにより、バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。
- 七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。
- 八 バルク容器及びバルク貯槽のプロテクターと調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。
- 九 貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去のために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスができる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をすればならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。
- 十 前項の規定を適用する。

ス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者が免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、その者に第一回の法第十九条第三項の講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならぬ。

2 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内にその者に第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

3 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月末満の場合は、その者に、前二項の規定にかかるわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

4 前三項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることができ困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。（業務主任者の職務）

第二十四条 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。

二 法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。

三 液化石油ガスの販売の方法が法第六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

四 貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十一条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

五 供給設備が法第十六条の二第一項の基準（特定供給設備にあっては、法第三十七条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

六 法第十八条第一項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

七 法第二十七条第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。

八 法第三十六条第一項に規定する貯蔵施設又是特定供給設備が、法第三十七条の二第一項

の許可を受けないで変更されること及び法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

九 法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備が、法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されること及び法第三十七条の六第一項の保安検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

十 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

（業務主任者の代理者）

第二十五条 法第二十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに一人以上の業務主任者の代理者を選任しなければならない。

2 法第二十一条第一項の経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験とする。

3 法第二十一条第一項の経済産業省令で定める条件は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習の課程を修了し、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験を有し、かつ、十八歳以上であることとする。（廃止の届出）

（周知の内容） 第二十六条 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

第三章 保安業務

（周知の内容） 第二十七条 法第二十七条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項

二 消費設備の管理及び点検に関する事項

三 燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

四 一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項

五 ガス漏れを感じた場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項

（委託契約に係る記載事項等） 第二十八条 法第二十八条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法

二 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項

三 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

一 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項に掲げる事項（以下「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の閲覧に供する方法

一 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項の承諾に関する事項を当該承諾に関する事項を記録する方法

一 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 保安業務の委託契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（保安業務の委託契約の当事者に対する示すべき電磁的方法の種類及び内容） 第二十九条の二 令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第二項各号に掲げる方法のうち、保安業務の委託契約の当事者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） 第二十九条の三 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

二 ファイルへの記録の方式

（保安業務の委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） 第二十九条の三 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

（保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

（保安業務の区分） 第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

調査	始時点検・供給開	保安業務区分	保安業務の内容
	第三十六条第一項第一号の点検及び第三十七条第一号の調査を供給開始	保安業務区分	保安業務の内容

保険を営むことができる者と締結していること

一 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について生じた損害を賠償することによって生ずる損失を告示に定める額以上を限度額としててん補することを内容とするものである。

二 法令違反が原因の事故について補償が免責となつていないこと。
三 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと

四 その他告示で定める要件に適合するもの。
(構成員の構成)

第三十三条 法第三十一条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の重員に応じて次の各号に掲げる

異なる種類に属して次の名前を持つ者とする。

二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二
条第一号の株式会社 株主
三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社

四 及び合会社
中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業

五 合員 協同組合法第三条第一項の農業協同組合組
中小企業等協同組合法第三条の協同組合連

合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 月に在る
他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者

(保安機関の認定の更新)
第三十四条 法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四に

による申請書に第三十二条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事

又は指定都市の長に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、兼式第十五による申請書に第三十

第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又

産業大臣 産業保安監督部長 者近府県知事 又は指定都市の長に提出しなければならない。

第三十六条 法第二十七条
(供給設備の点検の方法)

種類	供給設備の特種	点検を行う事項	点検の回数
く。をも係給クバ設供外備給定イ	(1) 第二十九条第一号、第二号ロ、チ及びナ、第五号(容器と調整器の間の部分に限る。)及び第二十号イに掲げる基準に関する事項	月はつに場れ行以一毎換の器ん(換の器ん充及始一毎てあ合るわ上回月が交等容て時交等容てび時	供給開
く。除のるに供ル備給の以設供			

(4) 第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ、第五号（調整器とガスマーテーの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管的部分、亜鉛めつきを施した供給管（防しょくテープ）を施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しきが生じないもの（を除く。）であ

(3) 第十八条第三項に限る。」及び第二十一条号に掲げる基準に関する事項号り、又、ワからネまでに掲げる基準に関する事項

(2) 第十八条第三号チ、第十号(地
下室等に係る供給管(ポリエチレン
管を使用しているものを除く。)の
部分及び亜鉛めつきを施した供給管
(防しょくテープを施したものと含
み、機能を損なうおそれのある腐
食による生じないもののを除く。)であ
つて地盤面下に埋設したもの(地下
室等に係る供給管の部分を除く。)

供 供
上回に四及始給 上回に二及始給
以一年び時開 以一年び時開

上回に一及始 供給 上回
以一年び時 開 以

るにも係給ク(バ)設供外備給定
限のるに供ル備給の以設供特

(2) 第十九条第七号
(第十八条第十七号)
号 (地下室等に係る供管(ボリエーチレン管を使用しているものを除く。)の部分及び両鉛めつきを施したも供給管(防しよくテープを施したもの)を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供管の部分を除く。)に限る。)及

(1) 第十九条第一号又、ヨ及びタ、第二号ロ及びホ(第一号又に係る部分に限る)、第三号ヘ、第四号並びに第七号(第十八条第五号(バルケ容器又はバルク貯槽と調整器の間の部分に限る)及び第二十号イに係る部分に限る)に掲げる基準に関する事項

供 上回に一及始給 時作てうで範な超年は上回に六及始給
供 以一年び時間 異々充行開いえを一又以一月び時間

並びに第七号（第十八条第五号（調
整器とガスマータ
ーの間の部分に限
る。）、第六号、第
十号（地下室等に
係る供給管の部分
、亜鉛めつきを施
した供給管（防し
よくテープを施し
たものを含み、機
能を損なうおそれ
のある腐しよくが
生じないものを除
く。）であつて地
盤面下に埋設した
もの（地下室等に
係る供給管の部分
を除く。）及びボ

(4) 第十九条第一款
 (1) 第三号ハ、(1)、
 (2)、(4)、(7)
 (8) 及び(1)
 1) 並びに二
 (4) 及び(5)
 に掲げる基準に關
 する事項

供
上回に四及始給
以一年び時開

供給開
始及二回に上

く。をも係給クバ備給定
除のるに供ル 設供特

(2) 第五十三条第一号
二号又及び第四号
(第十八条第十号)
(地下室等に係る)
供給管(ポリエチレン管を使用して
いるのを除く。)
の部分及び亜鉛め
つきを施した供給
管(防しよくテー
ブを施したものと
含み、機能を損な
うおそれのある廢
しょくが生じない

(1) 第五十三条第一号、リ及びヌ
、第二号ホ、ヘ及
びウ、第四号（第
十八条第五号及び
第二十号イに係る
部分に限る。）に
掲げる基準に関する事項

供 上回に一及始給 上回月はつに場れ行以一毎換の器ん(換の器ん充及始給
供 以一年び時間 以一毎てあ会るわ上回目が交等容て時交等容てび時間

二

(4) 第五十三条第一号イ、ロ及び三からチまで、第三号イ、ロ、ト及びチ、第四号(第十八条第六号、第十九号(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及び第二十号(除く。)及びボリエチレン管を使用した供給管を除く。)及び第二十号(地下室等に係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項

(3) 第五十三条第二号ル、ヲ、ヨカラレまで及びツからムまでに掲げる基準に関する事項

(2) 第五十三条第一号イ、ロ及び三からチまで、第三号イ、ロ、ト及びチ、第四号(第十八条第六号、第十九号(地下室等に係る供給管の部分を除く。)及び第二十号(地下室等に係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項

供
及始
給
び時開

上回に四及始
供
給
上回に二及始
供
給
以一年び時開
以一年び時開

る。にも係給ク(バ)備
一限のるに供ル

に係る部分に限る。) 及び第四号並びに第五十三条第一号ハに係る部分に限る。() 第二号に限る。) 第四号に係る部分に限る。() 及びチ号に限る。) 及びチ号に限る。) 并びに第三号ハ、ホ(第十九条第一号(第十八条第五号及び第二十号イ)に係る部分に限る。) に掲げる基準に関する事項

(2) 第五十四条第三号(第十八条第三号十号(地下室等に係る供管(ボリエチレン管を使用しているものを除く。)の部分及び垂鉛めつきを施した供管(防しよくテープを施したものと含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したものの(地下室等に係る供管の部分を除く。)に限る。)及び第二十一号に係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項

(3) 第五十四条第一号(第十九条第二号ニ及びホ(第一号、ニ、ホ、ト及びカに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二号ニ、(第一号ハ、(一)、(2)

上回に二及始給
以一年び時開

供
上回に一及始給
以一年び時開

(4)、(7)、(8)
及び(1)に係る部分に限る。)
へ(第十九条第三号二(4)及び
(5)に係る部分に限る。)及びチ
(3)から(5)までに掲げる基準
に関する事項
(4) 第五十四条第一号(第十九条第二号ハ及びホ(第一号チ、リ及びワ
に係る部分に限る。)並びに第五十
三条第一号イ及び
ロに係る部分に限
る。)、第二号口
(1)から(3)まで、ホ(第十九
条第三号ハ(9)及び(10)に係
る部分に限る。)及
びト(第十九条第三号ホ(2)及び
(6)に係る部分に限
る。)並びに
第三号(第十八条第六号、第十号
(地下室等に係る供
給管の部分、亜鉛
めつきを施した供
給管(防しよくテー
プを施したもの
を含み、機能を
損なうおそれがあ
る腐しよくが生じ
ないものを除く。)
であつて地盤面下
に埋設したもの
(地下室等に係る
供給管の部分を除
く。)及びボリエ

供給開始四回に上回り、時開び一年以

第 四 十 四 第 イ		類 種 の 備 設 消 費	調 査 を 行 う 事 項	調 査 の 回 数	供 給 開 始 時 間 及 び 一 年
(1) 第四十四条第一号へ(地下室等に係る配管(ポリエチレン管を使用したもの)を除く。)の部分及び			第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。	一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。	(消費設備の調査の方法)

備 設 費 消 る げ 揚 に 号 一 第 条

（2）第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に限る。（地下室内等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

供給開港

上回
以

備設費消るげ掲に号二第条四十四第

(3) 並びにムに掲げる基準に關する事項
(1) 第四十四条第二号イ(4)及び(6)
(第十八条第二十号イ)に係る部分に限る。)に掲げる基準に關する事項

以上に一年び時渡の最ス油化上回に一及し引初のガ石上回。除月な渡引等費般をガ石液れん充器 每及し引初のガ石

部分に限る。) 及び
(8) (地下室等に係る部分に限る。) に掲げる基準に関する事項

(3) 第四十四条第一号イ(3)、(5) (第十八条第十号に係る部分に限る。)、(6) (同条第二十号ハに係る部分に限る。)、(7) (第四十四条第一号口及びヘ(地下室等に係る部分、曲鉛めつきを施した配管(防しよくテープを施したもの)を含み機能を損なうおそれのある腐しそくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。)及びポリエチレン管を使用したもの(不完全燃焼する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有する。)、(10) (同号タ(1)(i)から(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。)、(1) (同号タ(1)(i)及び(i-v)まで及び(2)(i)、(1)及び(i-v)に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び(13) (同号

以上回に四及び引初のガ石
化油ス最渡の時び一年以

- 取り付けられている場合は、この限りでない。
- (iii) 排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。
- (iv) 排気筒の先端は、屋外に出ていること。
- (v) 排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによつて排気が妨げられない位置にあること。
- (vi) 排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。
- (vii) 排気筒の高さ（逆風止め開口部の下端からの排気筒の先端の開口部（逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さが八メートルを超えるときは、逆風止め開口部の下端から八メートル以内にある部分）の高さをいう。以下同じ。）は、次式により算出した値以上であること。
- $$h = (0.5 + 0.4n + 0.1l) / [AV / 5 - 1.6W]^2$$
- この式において、 h 、 n 、 l 、 AV 及び W は、それぞれ次の値を表すものとする。
- (viii) 排気筒の高さ（単位 メートル）
- (ix) 排気筒の有効断面積（単位 平方センチメートル）
- (x) 燃焼器の液化石油ガスの消費量（単位 キロワット）
- (xi) 排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。
- (xii) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

- (2) 易に外れないよう堅固に取り付けられること。
- (i) 排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (ii) 排気筒は、十分な耐食性を有するものであること。
- (iii) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて、排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。
- (i) 排気筒は（1）～（i）、（i-v）、（v）（障害物に係る部分に限る。）、（v-i）（鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）、（v-i-i）、（x）及び（x-i）の基準に適合すること。
- (ii) 排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
- (iii) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対し、十分耐え、かつ、当該燃焼器の排気部と接続部及び当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
- (iv) 排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあっては、当該逆風止め開口部から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。
- (v) 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、燃焼器の排気筒に接続された排気扇は、燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

- (3) 排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。
- (i) 排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (ii) 排気筒が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。
- (i) 排気筒は（1）～（i）、（i-v）、（v）（障害物に係る部分を除く。）は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。
- (ii) 給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が十分に確保されるものであること。
- (iii) 給排気部は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であつて、屋内に設置する部分を有するものは、タ（1）～（i-v）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（1）～（i）、（v-i-i）、（i-x）（燃焼器に係る部分を除く。）、（x）及び（x-i）の基準に適合すること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、タ（1）～（i-v）、（v）（障害物に係る部分に限る。）及び（v-i）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合すること。
- (3) 給排気部の先端は、屋外に出ていること。
- (4) 給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによつて排気が妨げられない位置にあること。
- (5) 給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあつては風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。
- (6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

- (7) 給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。
- (8) 給排気部の天井裏、床裏等にある部分（給気に係る部分を除く。）は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。
- (9) 給排気部は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (10) 給排気部は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であつて、屋内に設置する当該部分は、タ（1）～（i-v）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（1）～（i）、（v-i-i）、（i-x）（燃焼器に係る部分を除く。）、（x）及び（x-i）の基準に適合すること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、タ（1）～（i-v）、（v）（障害物に係る部分に限る。）及び（v-i）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（1）～（i）、（v-i-i）、（i-x）及び（x-i）並びにタ（2）～（9）までの基準に適合すること。
- (3) 給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、ネ（2）から（5）まで及び（10）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、ネ（1）及び（6）から（9）までの基準に適合すること。
- (4) 給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあつては風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。
- (5) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
- (6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
- (7) 給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。
- (8) 給排気部の天井裏、床裏等にある部分（給気に係る部分を除く。）は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。
- (9) 給排気部は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (10) 給排気部は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であつて、屋内に設置する当該部分は、タ（1）～（i-v）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（1）～（i）、（v-i-i）、（i-x）（燃焼器に係る部分を除く。）、（x）及び（x-i）の基準に適合すること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、タ（1）～（i-v）、（v）（障害物に係る部分に限る。）及び（v-i）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（1）～（i）、（v-i-i）、（i-x）（燃焼器に係る部分を除く。）、（x）及び（x-i）の基準に適合すること。
- (3) 給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、ネ（2）から（5）まで及び（10）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、ネ（1）及び（6）から（9）までの基準に適合すること。

(1) 配管には、当該配管から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
 (2) 配管には、当該配管から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。

(3) 配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

ム 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

二 第十六条第十三号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。

イ 口に掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

(1) 配管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

(i) 充てん容器等と調整器の間に設置される管にあつては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

(ii) 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

(iii) 調整器と末端ガス栓の間の配管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う八・四キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格するものであること。

(4) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

(i) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下

(ii) (i) 以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力

するものに限る。）において、当該液化石油ガスが漏えいしないことを確認するための措置を講ずること。

(3) 気化装置は、第十八条第十号（気化装置に係る部分に限る。）及び第十九号の基準に適合すること。

(4) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。

(5) 配管は、前号口、ハ、ヘ、チ及びリの基準に適合すること。

(6) 末端ガス栓は、前号ヲの基準に適合すること。

(7) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ、ネ及びムの基準に適合すること。

(8) 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は前号レの基準に適合すること。

(9) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ、ネ及びムの基準に適合すること。

(10) 燃焼器の排気筒は、前号タ及びナ（排気筒に係る部分に限る。）の基準に適合すること。

(11) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(12) 内容積が二十リットルを超えて二十五リットル以下の容器であつて、カップリング付容器用弁を有し、かつ、硬質管に接続されているものは、次の(i)又は(iii)に掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（(i)に掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。）は、この限りでない。

(i) 第十八条第二十二号イに定めるガスマーティーと同等の保安を確保するための機能を有する機器

(ii) 器具省令別表第一第十四号に規定する液化石油ガス用ガス漏れ警報器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの

(iii) 器具省令別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）

その他の前号イ、ヌ及びラの基準に適合すること。

(13) 配管又は調整器から充てん容器等を取外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

(14) 配管又は調整器から充てん容器等を取外すときは、その取り外す充てん容器等の販売契約を締結している一般消費者等のうち、イの方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（以下「認定対象消費者」という。）の割合（以下「認定対象消費者割合」という。）が七十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、七十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

(15) 充てん容器等は、第十八条第一号口からニまでの基準に適合すること。

(16) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(17) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。

(18) 充てん容器等は、第十八条第一号口からニまでの基準に適合すること。

(19) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(20) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。

(21) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(22) 調整器は、前号ワの基準に適合すること。

(23) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(24) 調整器は、前号ワの基準に適合すること。

(25) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(26) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(27) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(28) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(29) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(30) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(31) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(32) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(33) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(34) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(35) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(36) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(37) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(38) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(39) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(40) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(41) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(42) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(43) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(44) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(45) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(46) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

(47) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

（保安確保機器の設置及び管理の方法）

省令で定める基準は、次に掲げる設置及び管理の方法に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 前条第一号から第三号までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。

ロ 内容積が二十リットル以下の容器に係る消費設備、内容積が二十リットルを超えて二十五リットル以下の容器であつて、カップリング付容器用弁を有するものに係る消費設備（容器が硬質管に接続されている場合等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること）。

ハ 前条第三号の機器を設置している者は常に設置される前条第一号及び第四号の保安確保機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。

ニ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される前条第一号及び第四号の保安確保機器を設置する者は、保安確保機器に係る第十八条、第十九条、第四十条第一号カ、第五十三条及び第五十四条に掲げる技術上の基準に適合すること。

ハ 保機器に係る第十八条、第十九条、第四十条第一号カ、第五十三条及び第五十四条に掲げる技術上の基準に適合すること。

ニ 第五十条の二に規定する特例によることができる設置及び管理の方法

イ 前号イ及びハからへまでに掲げるものに認定対象消費者割合が五十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、五十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

ロ 同表第一号の調整器、同表第四号の液化石油ガス用繼手金具付高圧ホース、同表第十号の液化石油ガス用ガス漏れ警報器（第十四条第一号カに規定される場合に限る。）及び同表第十一号の液化石油ガス用ガス漏れ警報器（器具付低圧ホース（調整器とガスマーティーの間に設置されるものに限る。）であつて、告示で定める基準に適合するもの）

（液化石油ガス販売事業者の認定申請）

（第四十七条 法第三十五条の六第二項の規定により、同条第一項の認定を受けようとする者は、

様式第二十六による申請書に前条第一号ホに掲げる運営管理規程を添付して法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。(認定の失効)

第四十七条の二 第四十六条第一号に掲げる基準による認定(以下「第二号認定」という。)を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「第二号認定液化石油ガス販売事業者」という。)が同条第一号に掲げる基準による認定(以下「第一号認定」という。)を受けたときは、第二号認定はその効力を失う。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 法第三十五条の七の規定により、認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における販売ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を様式第二十七により、法第三十五条の六第一項の規定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない。ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項(第三項において準用の場合を含む。)の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

前項において災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が七十パーセントを下回った場合には、遅滞なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証する書面を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消费者的数を、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない。

前項の規定は、第二号認定液化石油ガス販売事業者について準用する。この場合において、同項中「七十パーセント」とあるのは、「五十五パーセント」と読み替えるものとする。

(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任の方針等の特例)

第四十九条 第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る法第三十五条の八の経済産業省令で定め

供給設備の種類	点検を行う事項
イ 備（特定 供給設備 及びバル ク供給に 係るもの を除く。）	第十八条第五号（調整器 とガスマーチャーの間の部 分に限る。）、第六号、第十 号（ポリエチレン管を除 く。）第十一号並びに第 二十号イ及びハに掲げる 基準に関する事項
ロ 供備（特定 供給設備 を除き、 バルク供 給に係る もの）	第十九条第七号（第十八 条第五号（調整器とガス メーターの間の部分に限 る。）、第六号、第十号 （ポリエチレン管を使用 している供給管を除く。 ）、第十一号並びに第二十 二号）

二 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)	三 認定対象消費者が設置する燃焼器(その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあっては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガストーブに係る燃焼器に限る。第五号において同じ。)の全てについて、次の一からハまでのいずれかに該当する場合は、第三十六条第一項第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で点検を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際に現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第一回の点検は、前回の点検から五年までの間に行うものとする。
口 不完全燃焼する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合	イ 当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋(以下イにおいて「自室」といいう。)又は屋内に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋(自室を除く。)の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度(体積パーセント)。(以下イにおいて同じ。)を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が○・〇三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

供給設備の種類	点検を行う事項
(1) 供給設備（特定供給設備及びバルク供給に係るものを除く。）	第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ並びに第十四号に掲げる基準に関する事項
(2) 供給設備（特定供給設備を除き、バルク供給に係るものに限る。）	第十九条第一号チ、リ及びワ、第二号イ、ハ及びホ（第十九条第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第三号ロ、ハ（9）及び（10）、三（2）並びにホ（2）及び（6）並びに第七号（第十八条第十四号に限る。）に掲げる基準に関する事項
(3) 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで並びに第二号イ、ロ、ト及びチに掲げる基準に関する事項
(4) 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）	第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第九条第一号チ、リ及びワに限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに限る。）並びに第二号ロ（1）から（3）まで、ホ（第十九条第三号ハ（9）及び（10）に限る。）へ（第十九条第三号ニ（2）に限る。）及

四 第三十七条の消費設備の調査のうち第四十四条第一号ロ、ヘ及びトに掲げる基準に関する事項については、第三十七条第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の一回の調査は、前回の調査から十年までの間に行うものとする。

五 認定対象消費者が設置する燃焼器の全てについて第三号のイからハまでのいずれかに該当する場合は、第三十七条の消費設備の調査のうち、第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る）、又、ヲ（地下室に係る部分を除く。）、ワ、力及びヨ並びにタ（1）（i）から（iv）まで及び（2）（i）（1）（i）及び（iv）に係る部分に限る。）並びにツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）並びにネ（2）及び（3）並びにムに掲げる基準に関する事項については、第三十七条第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の一回の調査は、前回の調査から五年までの間に行うものとする。

六 前四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によりこれらの号に規定する回数で保安業務を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上保安業務を行なうことができる。

（第二号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例）

第五十条の二 第二号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、前条第一号に掲げるものとする。

第五十二条 法第三十七條の經濟産業省令で定め
(貯蔵施設の技術上の基準)

2 を貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

		貯蔵設備の区分		貯蔵設備の外	
(イ) 貯蔵能力		(イ) 貯蔵能力		面から最も近い第一種保安物件までの距離	
満	同右	(ロ) 藏設備	同左	十三・五八メートル以上	十三・五八メートル以上
メートル未七	十六・九	一トル以上	十三・五八メ	一・三二メートル未満	九・〇五メートル以上
メートル未七	十六・九	一ト尔以上	十三・五八メ	一・三二メートル未満	九・〇五メートル以上

貯槽の区分	貯槽の外面から最も近い	第一種保安	物件までの距離
(イ) 藏能三口のムラキガラス槽右(ハ)右(ハ)	十六・九七メートル未満	十六・九七メートル未満	貯槽の外面から最も近い
同 同 同	十六・九七メートル未満	十六・九七メートル未満	第一種保安
右(ハ)右(ハ)	十一・三一メートル以上	十一・三一メートル未満	物件までの距離
トトル以上	一トトル未満	一トトル未満	貯槽の外面から最も近い
トトル以上	一トトル未満	一トトル未満	第二種保安
トトル以上	一トトル未満	一トトル未満	物件までの距離

講ずること。
又 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
二 貯槽は、次に定める基準に適合すること。
イ 貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、
その外面から、第一種保安物件に対し十分
六・九七メートル以上、第二種保安物件に
対し十一・三一メートル以上の距離を有す
ること。

トチ
ト貯蔵設備には、消防設備を設けること。
貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。
リ充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を

貯蔵設備（販売所内に設置されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。
貯蔵設備には、その外部から見やすいように警戒標を掲げてあること。

く。(以下ハにおいて同じ。)を取り扱う施設に対しハメートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動するのを防止するための措置を講ずること。
二 貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいたとき滞留しないような措置を講ずる。

(1) 基準に適合するものである。地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める。

(イ) 貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の措置を講ずること。(ロ) 又は(ハ)に掲げる措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室内に設置しないことができる。

(ロ) (イ) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。
(ハ) 貯槽を水没させること。
上地盤面から下にあること。

(2) 貯槽の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。
貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

(3)

貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下亦において同じ。）を取り扱う施設に対し、貯藏能力が三千キログラム未満のものについては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流动することを防止するための施設を設けること。

ヘ 貯槽（貯藏能力が三千キログラム以上のものに限る。以下へにおいて同じ。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に對して移動することができず、かつ、貯藏能力が圧縮ガスにあつては三百立方メートル、液化ガスにあつては三千キログラム以上のものに限る。）に対し一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上との距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。

ト 貯槽（販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。

チ 貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きすること。

リ 貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。

ヌ 貯槽には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを。

ル 貯槽には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

ヲ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に繋結すること。

ワ 貯槽は、常用の圧力の一・五倍以上（第一種特定設備にあつては、常用の圧力の三倍以上）の圧力で水その他の安全な

液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

貯槽は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起さないような肉厚を有するものであること。

貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。

タ ィ の規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であつて、地盤面から二メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。

レ 貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。

ソ 貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ソ及びウにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下ソ及びウにおいて同じ。）には、ソの規定により設ける緊急遮断装置に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。

ツ 受入管及び供給管（内容積が五千リットル以上の貯槽に取り付けられたものに限る。）には、当該貯槽の外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けること。ただ

し、受入管にあつては、逆止弁をもつて代
えることができる。

ネ 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱
は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。

ナ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

ラ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

ム 貯槽には、その貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあつては消防設備を、三千キログラム以上のものにあつては消防火設備を設けること。

ウ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ。）には、次の（1）及び（2）に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。

（1）バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係るものをお除く。）に係る受入管及び供給管にあつては、当該バルブの開閉状態を含む。」を明示すること。

（2）バルブ（操作ボタン等により開閉する貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブには、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。

牛 貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）、受入管及び供給管（液状の液化石油ガス（法第二条第一項に規定する液化石油ガスをいう。次条第一号チ（6）において同じ。）が通る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。次条第二号チ（6）において同じ。）であつて、貯

槽から地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。次条第二号チ（6）において同じ。）までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

三 貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。

四 第十八条第三条第一号から第十八号までの基準に適合すること。

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

第五十四条 法第三十七條の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルク貯槽は、第十九条第一号ハからホまで及び第四号から第六号まで並びに前条第一号イからハまでに掲げる基準に適合すること。

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第十九条第三号イの基準に適合するものであること。

ロ 次の基準に適合するものであること。

(1) 貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

(i) バルク貯槽の外面から第一種保安物件又は第二種保安物件に対し七メートル以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 告示で定めるところにより、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合

(ハ) バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合

(ii) 第一種保安物件又は第二種保安物件

に対し、鉄筋コンクリート障壁等が設けられ、当該鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第一種保安物件又は第二種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三二メートル以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第一種保安物件若しくは第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。

(2) 貯藏能力が三千キログラム以上のバルク貯槽(次の表に掲げるバルク貯槽であつて、貯藏能力が一万キログラム未満のものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	イ ト レ ー ル 以 上	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	イ ト レ ー ル 以 上	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離
バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	イ ト レ ー ル 以 上	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離
バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離
バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離
バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離	バ ル ク 貯 槽 の 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件 ま で の 距 離

(3) バルク貯槽の外面から最も近い第一種保安物件までの距離

(4) 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域において、経済産業大臣が指定する地域においては、バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。

バルク貯槽は、その外面から火気(当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。)を水没させること。

除外。)を取り扱う施設に対し、貯藏能力が三千キログラム未満のものにあつては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流动することを防止するための措置を講ずること。

二、バルク貯槽には、その貯藏能力が三千キログラム未満のものにあつては消火設備を、三千キログラム以上のものにあつては消防設備を設けること。

本項第十九条第三号ハ及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合すること。

ヘ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、第十一条第三号ニ(1)(貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。)、(2)、(3)

(貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。)、(4)(貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。)及び(5)の基準に適合すること。

ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽(貯藏能力が三千キログラム未満に限る。)は、第十九条第三号ホの基準に適合すること。

チ 貯藏能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあつては、次に定める基準に適合すること。

(1) 地盤面下に埋設するバルク貯槽(附属機器を除く。)は、次に定める基準に適合すること。

(2) バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐食を防止する措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該バルク貯槽を貯槽室に設置しないことができる。

(3) バルク貯槽(附属機器を除く。)の周囲に乾燥砂を詰めること。

(4) バルク貯槽(附属機器を除く。)を水没させること。

(5) バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

(6) バルク貯槽、受入管及び供給管(液状の液化石油ガスが通る地盤面上の配管であつて、バルク貯槽から地震防災遮断弁までの間のものをいう。)並びにこれら

の支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

(7) 第十八条第四号から第七号まで、第八号の二、第十号及び第十九号から第二十一号まで

の基準に適合すること。

供給管には、次に定める基準に適合すること。

を使用すること。

(iii) バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

四、バルク貯槽(附属機器を除く。)は、

イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の間に設置される管にあつては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

ロ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

（危険のおそれのない場合の特則）

第五十五条 前三条に規定する基準について、経済産業大臣が貯藏施設又は特定供給設備の規模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかる

規書を法第三十六条第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。

（貯藏施設等の変更の許可申請）

第五十六条 法第三十七条の二第一項の規定により貯藏施設又は特定供給設備の変更の許可の申請をしようとする者は、様式第二十九による申請書を法第三十六条第一項の許可をした都道府

県知事に提出しなければならない。

前項の申請書には、貯藏施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む。)、構造及び付近の状況を示す図面並びに当該貯藏施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長

（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の意見書を添付しなければならない。

（軽微な変更）

第五十七条 法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一、貯藏施設又は特定供給設備の消火設備の増設

二、貯藏施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設

三、特定供給設備の廃止

第五十八条 法第三十七条の二第二項の規定により貯藏施設等の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十による届書を法第三十六条第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。

第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯藏施設又は特定供給設備について都道府県から下にあること。

府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、法第三十七条の三第一項本文の完成検査において、貯蔵施設又は特定供給設備が法第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十二による貯蔵施設等完成検査証を交付するものとする。
 (協会等が行う完成検査の申請等)

第六十条 前条の規定は、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の三第一項本文」とあるのは「法第三十七条の三第一項ただし書」と、同条第一項中「当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の技術上の基準に適合すると認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第三十三による届書を完成検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 (協会等の完成検査の報告)

第六十一条 法第三十七条の三第二項の規定により、協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、様式第三十四による報告書に完成検査の記録を添付して完成検査をした貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)について行う法第三十七条の三第三項の方法は、別表第一のとおりとする。

2 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

(充てん設備の許可申請)

第六十二条 貯蔵施設について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

3 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

(充てん設備の許可申請)

第六十三条 法第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地は、充てん設備の使用の本拠の所在地とする。

2 法第三十七条の四第一項の規定により充てん

設備の許可の申請をしようとする者は、様式第三十五による申請書に次の書類を添付して前項の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類。

二 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面。

(充てん設備の技術上の基準)

第六十四条 法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次

の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備は、容器であること。

二 液化石油ガスの通る部分(容器及び高压ガス保安法第四十九条の二第一項の附属品を除く。以下この条において同じ。)は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。

三 液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。

四 液化石油ガスの通る部分は、告示で定める内厚を有するものであること。

五 充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものであること。

六 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させること。

七 充てんホースは、日本産業規格K六三四七(一九九五)に規定される鋼線編組式ホースとすること。

八 充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。

九 充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。

十 均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本産業規格K六三四七(一九九五)に規定される鋼線編組式ホースとすること。

十一 容器に取り付けられた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続

部を含む。)には、緊急遮断装置を設けること。

ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合は、この限りでない。

十二 前号の規定により設けられた緊急遮断装置(容器に設けられた緊急遮断装置を含む。)は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。

十三 容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。

十四 容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。

十五 告示で定めるところにより、圧力計を設けること。

十六 告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。

十七 告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。

十八 充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものについては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。

十九 充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合

二十 充てん中に操作箱の扉が開いた場合

二十一 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第十四条(第四号及び第六号を除く。)の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

二十二 充てん設備の完成検査の申請等

二十三 充てん設備の完成検査の申請等

二十四 充てん設備の完成検査の申請等

二十五 充てん設備の完成検査の申請等

二十六 充てん設備の完成検査の申請等

第六十六条 法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
 (軽微な変更)

一 液化石油ガスの通る部分の取替え(同型式のものに限る。)

二 液化石油ガスが通る部分の充填設備に係る設備の取替え(液化石油ガス保安規則第十六条第一項第一号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限り。)であって、当該設備の処理能力(同規則第二条第一項第十五号に定める処理能力をいう。)の変更を伴わないもの(前号に掲げるもの)を除く。)

三 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

四 充てん設備の廃止

(充てん設備の軽微な変更の届出)

第六十七条 法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。

二 都道府県知事は、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項本文の規定により充てん設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十八による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三 都道府県知事は、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項本文の規定により充てん設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十九による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

四 都道府県知事は、法第三十七条の四第二項の規定により充てん設備について都道府県知事が行う完成検査において、充てん設備が法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十

九による充てん設備完成検査証を交付するものとする。

第六十九条 前条の規定は、協会又は指定完成検査の実施に付帯する手続等（機器等が行う完成検査の日語等）

査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の三第一項本文」とあるのは「法第三十七条の三第一項ただし書」と、「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第四十による届書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第七十条 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により、協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、様式第四十一による報告書に完成検査の記録を添付して充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(充てん設備の完成検査の方法)
第七十一条 法第三十七条の四第四項で準用する

法第三十七条の三第三項の完成検査の方法は、別表第四のとおりとする。
（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）

るものとする。

ク容器又はバルク貯槽に充てんする場合
イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合
は、バレク容器又はバレク貯槽内に不活性

ハルタ容器又ハハルタ相手が不適性ガスで置換されていること又は残留空気にによる爆発等のおそれのないよう措置され

てること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん行による漏洩試験等の実験を行つて、

□ 設備（充てん口を含む。）の外面から第一
充てんするときは、あらかじめ、充てん
を確認すること。
□ 防止装置の作動試験が行われていること

種保安物件に対し・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第九条第三号ロの構造壁若しくはこれと同等部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。

二 充てんホースの上を車両が通過しないように行うこと。

ホ 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火災厳禁の標識を掲げること。

ヘ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。

ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。

チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の八十五パーセント（地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であつて、内容積が二千リットル以上のものにあつては九十パーセント）を超えないようにすること。

リ 出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。

ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。

ル バルク容器の液取りバルブ又はバルク貯槽の液取り弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。

ヲ 充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。

ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「時蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行なわれていることを確認すること。

ロ 口 構成（充てん口を含む。）の外側から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。

ハ 内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。

ホ 貯槽に充てんするときは、液面計により常に液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の九十パーセントを超えないようすること。

ヘ 充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。

ト 充てんホース先端のカッピング用液流出口防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。

チ 前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。

三 第六十四条第二項の充てん設備により充てんする場合

ハ 受ける者の所有又は占有する土地内であること。

ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。

二 内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。

ホ 内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、液面計により受けたる容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。

ヘ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が当該貯槽の内容積の九十分の一セントを超えないようにすること。

ト 充てんするときは、充てん設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じること。

チ 充てんするときは、充てん設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

四 充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。

五 操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によつて、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止すること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。（危険のおそれのない場合の特則）

(充てんを行う者の講習)	
科 目	範 囲
充てんに関する基礎知識	一 液化石油ガスの物性 二 貯蔵設備及び充てん作業の定義、形態、種類
充てん設備に関する知識	一 充てん設備の構造 二 充てん設備の貯蔵設備
充てん設備の管理方法	定期検査
バルク供給に係る設備に関する知識	一 バルク供給に係る設備の構造 二 附屬機器
充てんに関する法令の管理方法	三 バルク供給に係る設備の位置及び設置場所 四 バルク供給に係る設備の設置方法
充てんに関する法令	定期点検
バルク供給に係る設備の管理方法	法、令及びこの省令並びにその他関係法令
充てん作業実習	一 充てん作業前後の措置 二 充てん作業 三 充てん作業後の措置 四 非常時における対応
法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者(以下「充てん作業者」という。)は、前項に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の再講習を受けなければならない。	3
充てん作業者は、前項の第一回の再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の再講習を受けなければならぬ。第三回以降の再講習についても同様とする。	3

上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、当該規定に係る法第三十七条の四第二項及び法第三十七条の五第二項の技術上の基準とする。

4 前二項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

ハ 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち
ニ 講師、設備及び講習の実施の方法が第七十
四条第一項及び告示で定める基準に適合する
ものであること。

つては、完成検査)を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの(以下「休止充てん設備」という)にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

4	前二項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。	（講習修了証の交付）	
第七十五条	協会又は法第三百七十三条の五第四項の経済産業大臣が指定する養成施設（以下「充てん作業者指定養成施設」という。）は、前条第一項の規定による講習の課程を修了した者に対して、様式第四十二による講習修了証を交付しなければならない。		
	（講習の細目）		
第七十六条	前二条に定めるもののほか、充てん作業者講習の実施について必要な事項は、経済産業大臣が定める。	（充てん作業者指定養成施設の指定）	
第七十七条	法第三百七十三条の五第四項の規定により充てん作業者指定養成施設の指定を受けようとする者は、様式第四十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）	
	一 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書	二 次の事項を記載した書類	
	イ 申請者が法人である場合は、その法人の役員の氏名	ロ 講習に用いる設備に関する事項	
	ハ 講師の選任に関する事項	二 講習の実施の方法	
	ホ 充てん作業者講習の業務を行っているものについて行う。	（指定の基準）	
第七十八条	法第三百七十三条の五第五項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行う。	（指定の取消し）	
	イ 法若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	（元てん設備の保安検査）	
	ロ 第八十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者	（第八十一条 法第三百七十三条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。）	
2	（使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあ	（三）講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。	
		（報告等）	
第七十九条	充てん作業者指定養成施設は、毎事業年度開始前に、様式第四十三の二による当該年度の講習計画書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。	（二）講習の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。	
	2 充てん作業者指定養成施設は、毎事業年度終了後三月以内に様式第四十三の三による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（三）講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。	
	3 充てん作業者指定養成施設は、その指定を受けた者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、充てん作業者講習を行う施設の名称及び所在地並びに第七十七条第二項第二号ハ及び二の事項を変更したときは、遅滞なく、様式第四十三の四による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（三）講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。	
	4 充てん作業者指定養成施設は、充てん作業者講習の廃止又は休止をしたときは、遅滞なく、様式第四十三の五による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（三）講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。	
	（指定の取消し）		
	（元てん設備の保安検査）		
	（第八十一条 法第三百七十三条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。）		
	（三）講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによって講習が不公平になるおそれがないものであること。 四 その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。		

つては、完成検査)をを受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの(以下「休止充てん設備」という。)にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

3 前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日から一年を経過した日(以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合にあつては、基準日ににおいて当該検査を受けたものとみなす。

4 法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日(前項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年を超えない日(休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前)までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないものとする。

(協会等が行う保安検査の申請等)

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは、「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第三十七条の六第一項ただし書の規定により、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第四十六による届書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の保安検査の報告)

第八十三条 法第三十七条の六第三項の規定により、協会又は指定保安検査機関が報告をしよう

とするときは、様式第四十七による報告書に保安検査の記録を添付して充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保安検査の方法)

第八十四条 法第三十七条の六第四項の保安検査の方法は、別表第四のとおりとする。

第八十五条 法第三十七条の七第二項の規定に基づく都道府県知事の一般消費者等への通知は、特定供給設備の使用停止命令の際の一般消費者等への通知。

第八十六条 法第三十七条の七第二項の規定に基づく都道府県知事の一般消費者等への通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 使用の停止を命じた液化石油ガス販売事業者の名称及び所在地

二 使用の停止を命じた販売所の名称及び所在地

三 使用の停止を命じた特定供給設備の所在地

四 使用の停止を命じた理由

五 液化石油ガス設備工事（施設又は建築物の指定）

第六章 液化石油ガス設備工事（法第三十八条の三の経済産業省令で定める施設又は建築物は、次のとおりとする。）

一 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

二 キヤバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

三 貸席及び料理飲食店

四 百貨店及びマーケット

五 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅

六 病院、診療所及び助産所

七 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校

八 図書館、博物館及び美術館

九 公衆浴場

十 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

十一 神社、寺院、教会その他これらに類する施設

十二 床面積の合計が千平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

（液化石油ガス設備工事）

第八十七条 法第三十八条の三の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、特定供給設備以外の供給設備（当該供給設備に係る貯蔵設備）

の貯藏能力が五百キログラムを超えるものに限る。）の設置の工事又は変更の工事であつて次の各号の一に該当するものとする。

一 供給管の延長を伴う工事

二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯藏能力の増加を伴う工事

三 計算設備の位置の変更又はその貯藏能力の増加を伴う工事

四 器具等の腐し及ぼす防止の方法

五 配管用フレキシブル管工法

六 ガス用ポリエチレン管工法

2

第七章 液化石油ガス設備工事の施工（法第三十八条の三の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、

様式第四十八による届書を当該工事に係る施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（工事の届出）

（協会又は液化石油ガス設備士指定期成施設が行う講習の方法）

（石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、

様式第四十八による届書を当該工事に係る施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、

（協会又は液化石油ガス設備士指定期成施設が行う講習の方法）

液化石油ガス設備工事の施工（法第三十八条の三の規定により液化石油ガス設備工事の施工）

一 配管用材料及び工具の使用方法

二 硬質管の加工方法

三 器具等の取付け方法

四 器具等の腐し及ぼす防止の方法

五 配管用フレキシブル管工法

六 ガス用ポリエチレン管工法

七 漏えい試験の方法

八 気密試験の実施

九 令並びにその他関連法令

一 実習

二 漏えい試験の方法

三 気密試験の実施

四 漏えい試験の実施

五 漏えい試験の実施

六 漏えい試験の実施

七 漏えい試験の実施

八 漏えい試験の実施

九 漏えい試験の実施

一 実習

二 漏えい試験の方法

三 気密試験の実施

四 漏えい試験の実施

五 漏えい試験の実施

六 漏えい試験の実施

七 漏えい試験の実施

八 漏えい試験の実施

九 漏えい試験の実施

一 実習

二 漏えい試験の方法

三 気密試験の実施

四 漏えい試験の方法

五 漏えい試験の方法

の指定を受けようとする者は、様式第四十九の二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その法人の役員の氏名

二 次の事項を記載した書類

ハ 講習及び修了試験の合否の判定を行う者の選任に関する事項

二 講習及び修了試験の実施の方法

ホ 液化石油ガス設備士講習の業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

二 申請者が法人である場合は、その法人の役員の氏名

イ 申請者が法人である場合は、その法人の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

の指定を受けようとする者は、様式第四十九の二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により協会が行う講習の実施について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

(認定の申請)

第九十四条 法第三十八条の四第二項第三号の認定を受けようとする者は、様式第五十による申請書に前条第一項に規定する者に該当する者であることを証明する書類及び履歴書を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(免状の交付の申請)
法第三十八条の四第一項の規定により該当する者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真(その裏面に撮影した無帽かつ正面三分身像の無背景のもの)を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

ガス設備士免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真(その裏面に撮影した無帽かつ正面三分身像の無背景のもの)を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

免状の記載事項に変更を生じたときは、様式第五十四による申請書に書換えの理由を証明する書類及び

都道府県知事は、前項の申請が住所に関する事項の変更である場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により免状の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、免状の書換えを申請をしようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。

(免状の返納)

第九十九条 法第三十八条の四第四項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

筆記試験の科目等)の上

第一百条 液化石油ガス設備士試験(以下「試験」という。)は、筆記試験及び技能試験により行う。

(液化石油ガス設備士試験)

第一百一条 筆記試験の科目及びその範囲は、それぞれ第八十九条の表(実習の項を除く。)の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(筆記試験の免除)

第一百二条 筆記試験に合格した者に対する申請により、都道府県において実施される次の回の試験の筆記試験を免除する。

(技能試験)

第一百三条 技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対する申請により筆記試験を免除する。

(技能試験)

第一百四条 技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対する申請により筆記試験を免除する。

(技能試験)

第一百五条 技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対する申請により筆記試験を免除する。

(技能試験)

第一百六条 免状は、様式第五十二によるものと

(免状の再交付の手続)

第一百七条 免状を汚し、損じ、又は失つてそのまま再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

免状を失つてそのまま再交付を受けた者は、失つた免状を発見したときは、遅滞なく、免状の再交付を受けた都道府県知事にこれを提出しなければならない。

(受験手続等)

第一百四条 試験(法第三十八条の六第一項の規定に基づき都道府県事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を行わせることとした協会又は指定試験機関(以下「協会等」という。)が行

(免状の書換え)

第九十八条 液化石油ガス設備士は、免状の記載事項に変更を生じたときは、様式第五十四による申請書に書換えの理由を証明する書類及び当該免状を添付して当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請が住所に関する事項の変更である場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により免状の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、免状の書換えを申請をしようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。

協会等がその試験事務を行なう試験を受けようとする者は、当該協会等が定めるところにより筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。

協会等がその試験事務を行なう試験を受けようとする者は、当該協会等が定めるところにより、受験願書及び写真を当該協会等に提出しなければならない。

二条の規定により筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。

うものを除く。)を受けようとする者は、様式第五十五による受験願書に写真を添付してその希望する受験地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、第百二条の規定により筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。

二条の規定により筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。

作業にあつては、同一型式の器具等の交換に係るもの(除く。)を受ける。同一型式の器具等の交換に係るもの(除く。)、又は取り外す作業

イ 気化装置

ロ ハガスマーチャー

二 自動ガス遮断器

ホ バルブ

ハ ガス栓

四 地盤面下に埋設する硬質管に腐しよく防止措置(電気防しよく措置を除く。)を講ずる

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

第一百九条 法第三十八条の九第一項の規定により液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

二 液化石油ガス設備士は、前項の第一回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

三 都道府県知事が前項の公示は、協会等が行うものとする。

四 都道府県知事は、試験を実施する期日、場所で定める。

五 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

六 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

七 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

八 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

九 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十一 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十二 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十三 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十四 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十五 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十六 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十七 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十八 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

十九 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十一 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十二 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十三 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十四 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十五 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

二十六 都道府県知事は、試験の筆記試験の記載事項

しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事

第二次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから

ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る

工事にあっては、同一型式の器具等の交換に

係るもの（除く。）又は取り外しに係る工事

イ 気化装置

ロ 調整器

ハ ガスマーチャー

ニ 自動ガス遮断器

ホ バルブ

ヘ ガス栓

（事業の開始の届出）

第一百十二条 法第三十八条の十一の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。

第一百十三条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。

（届出事項）

第一百十四条 法第三十八条の十第一項の規定により同条第一項各号の事項の変更又は事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。

第一百十五条 法第三十八条の十一の規定により施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事

事）

第一百十六条 法第三十八条の十一の規定により施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事は、次の各号に掲げるものとする。

一二以上の消費設備に液化石油ガスを供給するための供給設備の設置又は変更（供給管の変更を伴うものに限る。）に係るもの（前号に該当するもの）を除く。）

第一百十七条 法第三十八条の十一の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、該工事に係る供給管・配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。

第一百六条 法第三十八条の十一の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、該工事に係る供給管・配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。

（表示の方法）

（表示すべき事項）

第一百十七条 法第三十八条の十一の規定により定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称

二 施工年月日又は工事番号

三 連絡先

（記録すべき事項）

第一百十八条 法第三十八条の十二第一項の規定により事業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所

二 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日

三 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名

四 施工後の気密試験の結果

（電磁的方法による保存）

第一百八条の二 法第三十八条の十二第一項に規定する記録及び配管図面は、前条各号に掲げる事項及び配管図面の内容を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録及び配管図面が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならぬ。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（記録及び配管図面の保存の方法）

第一百九条 法第三十八条の十二第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。

（事業所に備えるべき器具）

第一百十条 法第三十八条の十三の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、該工事に係る供給管・配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。

（指定の申請）

第七章 指定試験機関

第一百二十二条 法第三十八条の十八第二項による委任都道府県知事の意見の概要

（試験事務規程の記載事項）

第一百二十四条 法第三十八条の十八第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の実施の方法に関する事項

二 手数料の収納の方法に関する事項

三 合格の通知に関する事項

四 試験委員の選任及び解任に関する事項

五 試験事務に關して知り得た秘密の保持に関する事項

六 試験事務に關する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に關し必要な事項

（試験事務の休廃止）

第一百二十五条 指定試験機関は、法第三十八条の十九第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第一百二十六条 指定試験機関は、法第三十八条の二十一の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

（試験委員）

第一百二十七条 法第三十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 液化石油ガス設備士免状の交付を受けておる、かつ、液化石油ガス設備工事の作業に関する二年以上の経験を有する者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は從前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修め

申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 變更の理由

四 法第三十八条の十八第二項による委任都道府県知事の意見の概要

（試験事務規程の記載事項）

第一百二十五条 指定試験機関は、法第三十八条の十九第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第一百二十六条 指定試験機関は、法第三十八条の二十一の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

（試験委員）

第一百二十七条 法第三十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 液化石油ガス設備士免状の交付を受けておる、かつ、液化石油ガス設備工事の作業に関する二年以上の経験を有する者

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は從前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修め

て卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの。	三 学校教育法による高等学校又は前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者であつて、液化石油ガス設備工事の作業に関する四年以上の経験を有するもの。
四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると経済産業大臣が認める者	（試験委員の選任又は変更の届出）
第五百二十八条 指定試験機関は、法第三十九条の規定により試験委員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。	二 選任又は変更に係る試験委員の氏名及び略歴

（試験結果の報告）	2 第百二十九条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。
第一百三十条 指定試験機関は、委任都道府県知事が法第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が法第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の指定を取扱い消された場合には、次の事項を行わなければならぬ。	一 試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。 二 試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。 三 その他委任都道府県知事が必要と認める事項

第八章 雜則

（帳簿）	第一百三十二条 法第八十一条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項
------	---

一 液化石油ガスを体積に充てん容器の種類及び数	一 記載すべき場合
二 販売開始の年月日	二 記載すべき事項
三 販売先	三 記載すべき場合
四 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容	四 記載すべき場合
五 法第十四条第一項の書面交付を行った場合	五 記載すべき場合
六 貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	六 記載すべき場合
七 第十六条第二十二号の一バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称	七 記載すべき場合
八 第十六条第二十二号の二高压ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合規証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日	八 記載すべき場合
九 第十六条第二十三号の一機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称	九 記載すべき場合

一 供給開始時点検・調査を行った場所に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所	一 記載すべき場合
二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名	二 記載すべき場合
三 供給開始時点検・調査の結果	三 記載すべき場合
四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	四 記載すべき場合
五 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	五 記載すべき場合
六 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	六 記載すべき場合
七 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	七 記載すべき場合
八 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	八 記載すべき場合
九 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容	九 記載すべき場合

一 檢査を行った者の氏名又は名称及び住所	一 記載すべき場合
二 容器交換時等供給設備点検を行った場合	二 記載すべき場合
三 檢査を行った年月日	三 記載すべき場合
四 容器交換時等供給設備点検の結果	四 記載すべき場合
五 檢査を行った者の氏名又は名称及び住所	五 記載すべき場合
六 檢査を行った年の月日	六 記載すべき場合
七 檢査を行った者の氏名又は名称及び住所	七 記載すべき場合
八 檢査を行った年の月日	八 記載すべき場合
九 檢査を行った年の月日	九 記載すべき場合

機関	その事業年度における法第二十九条第一項の認定をしる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更
市長	充てん事業者に係る一般消費者等の数及び充填の作業に従事してをした都道府県知事又は指定都市の長

(事故届)	充てん事業者に係る一般消費者等の数及び充填の作業に従事してをした都道府県知事又は指定都市の長
市長	二 液化石油ガスの保安の確保に関する事項ののみ 三 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項の及び液化石油ガスの保安の確保に関する事項ののみ 一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項ののみ 経済産業局長 二 液化石油ガスの保安の確保に関する事項ののみ 産業保安監督部長

2	都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、速やかに様式第六十六条の報告微収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。
3	都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるとときは、前項の規定にかかるわらず、速やかに様式第六十六条の報告微収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。
4	都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるとときは、前項の規定にかかるわらず、速やかに様式第六十六条の報告微収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。
5	市長は、令第十三条第八項の規定により法第六十九条の立入検査等実施年報を当該市の区域に属する事務の報告を行うときは、当該立入検査等実施年報を当該市長は、当該立入検査等実施年報を行つた年度の一年分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に定める者に提出しなければならない。

6	市長は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるとときは、前項の規定にかかるわらず、速やかに様式第六十六条の報告微収実施報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。
7	都道府県知事は、法第八十三条第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
8	都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項において同じ。）を行つたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。
9	都道府県知事は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つたときは、当該事務を行つた年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
10	都道府県知事は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（条例等に係る適用除外）百三十二条並びに第一百三十五条（都道府県知事又は市長の事務に係る部分に限る）の規定は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第三十六条第一項第二号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者についての改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表イの項下欄中「第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者」とあるのは「平成十二年四月一日以後に第七十四条第二項又は第三項に定める充てん作業者の再講習の課程を修了した者」とする。

第三条 この省令の施行の際現に液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者についての新規則第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表ハの項下欄中「液化石油ガス設備士」とあるのは「平成十二年四月一日以後に第百九十二条に定める液化石油ガス設備士の講習を受けた者は」とする。

第四条 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者についての新規則第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表ハの項下欄中「販売主任者免状の交付を受けている者（平成十二年四月一日以後に第二十三条に定める業務主任者の講習を受けたものに限る。）」とする。

第五条 この省令の施行の際現に業務主任者の代理者の資格を有している者又は第三十六条第二項に定める要件に適合している者については、新規則第三十六条第一項第二号の規定にかかるらず、なほ從前の例による。

附 則 (平成一二年一月二三日通商産業省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第七二号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二六日通商産業省令第二〇〇号)
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二年一月三日通商産業省令第三〇二号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第十四、様式第十五、様式第十九、様式第三十四、様式第三十六、様式第四十一条、様式第四十七、様式第五十一及び様式第五十八の改正規定並びに様式第六十四から様式第六十八までの改正規定（「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月五日通商産業省令第三七八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）抄
(施行期日)
1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一八二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月三一日経済産業省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二百三十九条の次に一条を加える改正規定（第二百三十九条の二第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月一日経済産業省令第一〇六号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、同年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に屋外に設置されている燃焼器の排気筒又はその給排気部については、改正後の第四十四条第一号ナ及びラ並びに第二号イ（10）及び（12）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）

この省令は、公表の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四四号）
この省令は、公表の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第一五号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日経済産業省令第五四号）
この省令は、公表の日から施行する。

附 則（平成一六年一月三〇日経済産業省令第一〇九号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令による改正後の保安検査の方法は、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。

この省令による改正前の液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

第四条 この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行う保安検査の方針は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年三月一日経済産業省令第一一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三六号）抄

第一条 この省令は、平成十七年三月三〇日経済産業省令第三九号抄

附 則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日経済産業省令第八九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間におけるこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号二、液化石油ガス保安規則第二条第一項第一号二、コンビナート等保安規則第二条第一項第五号二及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第六号二の規定の適用については、これらの規定中「若しくは同条第二十二項の福祉ホーム」とあるのは、「同条第二十二項の福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、附則第四十八条若しくは附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができる」とこととされた附則第四十一条第一項の身体障害者更生援護施設、附則第四十八条の精神障害者社会復帰施設若しくは附則第五十八条第一項の知的障害者援護施設」とする。

附 則（平成一八年一二月二二日経済産業省令第一〇七号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第三十七条第一号、第四十四条及び第五百三十一条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一八日経済産業省令第三二号)	この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年六月二七日経済産業省令第四四号)	この省令は、平成十九年七月二十七日から施行する。
附 則 (平成一九年六月二九日経済産業省令第四六号)	この省令は、平成十九年七月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年一二月一一日経済産業省令第八二号)	この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。
附 則 (平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号)	この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年三月一九日経済産業省令第二五号)	この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年三月一九日経済産業省令第一一号)	この省令は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二六年三月一七日経済産業省令第一一号)	この省令は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二六年六月四日経済産業省令第三一号)	この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月二九日経済産業省令第六八号)	この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十月一日)から施行する。ただし、改正規定中「母子」

附 則 (平成二八年三月二二日経済産業省令第二六号)	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一月二二日経済産業省令第四四号)	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月二二日経済産業省令第八二号)	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年二月二二日経済産業省令第二六号)	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第三三号)	この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第一七号)	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第一八号)	この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(同法第一条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定を除く。)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二八年六月一日経済産業省令第五五号)	この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
附 則 (平成二八年六月二三日経済産業省令第三六号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平和元年九月一一日経済産業省令第一五号)	この省令は、未成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第三七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第六〇号)	この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一四日経済産業省令第六二号)	この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十八条の三第一項の規定による周知事項の提供を行おうとする保安機関は、この省令の施行の日前においても、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第三項)の施行の日にその効力を生ずるものとする。
第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の二第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。	この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。
第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の二第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。	この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	この省令は、平成三十一年十二月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年一月一九日経済産業省令第六五号)	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第五五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年三月一七日経済産業省令第一五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年一月二一日経済産業省令第五五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年四月一〇日絏済産業省令第六〇号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)	この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年六月一八日経済産業省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置されている液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）

第二条第四項の供給設備又は同法第二条第五項の消費設備であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十一条第四号に規定する充てん容器等（供給設備であるものにあつては、内容積が五リットル以下のものを除く。）については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十八条第一号二の規定にかかるらず、令和六年六月一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和五年一月二三日経済産業省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により都道府

県知事に対し届出をしなければならない事項についてその届出がされていないもので、施行日以後この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により地方自治法

（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなす。

附 則（令和五年六月九日経済産業省令第三二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これららの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中採石法施行規則第八条の十九第二項の次に二項を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定及び同令様式第十九の改正規定並びに第二十五条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八条の次に二条を加える改正規定及び同令様式第四の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

様式第1（第4条関係）

様式第2（第4条関係）	（第4条関係）	（第4条関係）	
規定期間	年 月 日	規定期間	年 月 日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十七号（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなす。			

様式第3（第7条関係）	（第7条関係）	（第7条関係）	
規定期間	年 月 日	規定期間	年 月 日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第六十七号（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなす。			

模式第4 (第8頁圖)

新規登録	
登録番号	新規登録
登録年月日	年 月 日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
販売所の名称及び所在地	

(備考) 1 登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

2 標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大きさとすること。

模式第 5 (第 9 章延续) (甲 20 遗嘱令 19、乙 先祖是令 21、丙 2 遗嘱令 20、一部修正)

×受領年月日 年 月 日
液化石油ガス販売業者等変更届書

既に契約書の記載事項を記入して置くと、後々の問題が発生する場合に備えておいたりする。この点は、日本ではまだ一般的ではないが、米国ではよく用いられる方法である。

様式第5（第9条関係）

様式第6（第10条関係）

模式第6 (第10季第6集) (七光龍魔令17·令2強魔令66·一無少泣)

液化石油ガス販売事業承認届書(甲)

年 月 日

様式第7（第10条関係）

様式第7の2（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者の全般の運営がありましたことを
監理します。

- 監理する月日
- 監理事由
- 調査し年月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第8（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相談がありましたことを記載しま
す。

- 監理する月日及び世界
- 監理事由
- 監理事由
- 実行石油ガス販売事業者の地位を承継する者として監視された者の名及び
住所
- 相談開始する月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。
1. ×印の項目は、監理者が各代表者の姓名を記載する場合に記載すること。
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第9（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相談がありましたことを記載しま
す。

- 監理する月日及び世界
- 監理事由
- 監理事由
- 実行石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 相談開始する月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。
2. 監理者は、代理人とすること。
3. ×印の項目は記載しないこと。

様式第9の2（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名
あつてその代表者の登録番号

次のとおり分野によって液化石油ガス販売事業者の運営がありま
したことを記載します。

- 監理する月日
- 監理事由
- 監理事由

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第12（第22条関係）（第22条関係）（第22条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. 事業主の者は本社の代表者の代理者が登記の基準に定められたる標準の職務を有する者とし、本社の運営が変化せざる範囲で變更する場合に限り、本社の運営を委託する。	
3. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第11（第26条関係）（第26条関係）（第26条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第12（第30条関係）（第30条関係）（第30条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第13（第30条関係）（第30条関係）（第30条関係）

登記の事由	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第18（第39条関係）（平成26年4月～令和元年3月用）

□契約番号	年 月 日
契約締結日	
契約更新日	
契約終了日	

契約者別途明記致せば可申候事
年 月 日

契約者又は委託者及び本人と
あつて同一の代書の名
印押

契化石油ガスの運送の請負及び物の運送に際する法律第66条の4において
被付する用印書の書類及び契約に依り、次のとおり署印け出ます。

1. 契約の内容
2. 実行の年月日
3. 計定の年月日
4. 署名

（備考）1. この種の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の場合は記載しないこと。

様式第19（第40条関係）（平成26年4月～令和元年3月用）

□契約番号	年 月 日
契約行為が実施日	
年 月 日	

契約者別途明記致せば可申候事
年 月 日

契約者又は委託者及び本人と
あつて同一の代書の名
印押

契化石油ガスの運送の請負及び物の運送に際する法律第66条の4において
被付する用印書の書類及び契約に依り、次のとおり署印け出ます。

1. 契約の内容
2. 勘定の年月日
3. 計定の年月日
4. 署名

（備考）1. この種の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の場合は記載しないこと。

様式第20（第41条関係）（平成26年4月～令和元年3月用）

□契約番号	年 月 日
契約締結日	
契約更新日	
契約終了日	

契約者別途明記致せば可申候事
年 月 日

契約者又は委託者及び本人と
あつて同一の代書の名
印押

契化石油ガスの運送の請負及び物の運送に際する法律第66条の4において
被付する用印書の書類及び契約に依り、次のとおり署印け出ます。

1. 契約の内容
2. 実行の年月日
3. 計定の年月日
4. 署名

（備考）1. この種の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の場合は記載しないこと。

様式第21（第42条関係）（平成26年4月～令和元年3月用）

□契約番号	年 月 日
契約締結日	
契約更新日	
契約終了日	

契約者別途明記致せば可申候事
年 月 日

契約者又は委託者及び本人と
あつて同一の代書の名
印押

契化石油ガスの運送の請負及び物の運送に際する法律第66条の4において
被付する用印書の書類及び契約に依り、次のとおり署印け出ます。

■契約の内容	年 月 日
■実行の年月日	
■計定の年月日	
■署名	
■契約に記載する用印書	
■契約に記載する用印書	
■契約に記載する用印書	
■契約に記載する用印書	

（備考）1. この種の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の場合は記載しないこと。

様式第22 (原小法(05)) (小法規制等・争子権規制等・一般規制)

□ 請求書	□ 依頼書
□ 依頼書月日	年 月 日

訴訟被請求者登録 (C)

被請求者登録者 姓 無

長名又は全名及び法人名
又は、その代表者の氏名

被請求者の住所及び連絡先
郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等

被請求者の性別、年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. <印字面>は記載しないこと。

様式第22の2 (原小法(05)) (小法規制等・争子権規制等・一般規制)

□ 請求書	□ 依頼書
□ 依頼書月日	年 月 日

訴訟被請求者登録 (D)

被請求者登録者 姓 無

長名又は全名及び法人名
又は、その代表者の氏名

被請求者の住所及び連絡先
郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等

被請求者の性別、年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. <印字面>は記載しないこと。

様式第23 (原小法(05)) (小法規制等・争子権規制等・一般規制)

□ 請求書	□ 依頼書
□ 依頼書月日	年 月 日

訴訟被請求者登録 (E)

被請求者登録者 姓 無

長名又は全名及び法人名
又は、その代表者の氏名

被請求者の住所及び連絡先
郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等

被請求者の性別、年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. <印字面>は記載しないこと。

様式第24 (原小法(05)) (小法規制等・争子権規制等・一般規制)

□ 請求書	□ 依頼書
□ 依頼書月日	年 月 日

訴訟被請求者登録 (F)

被請求者登録者 姓 無

長名又は全名及び法人名
又は、その代表者の氏名

被請求者の住所及び連絡先
郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等

被請求者の性別、年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

被請求者の年齢、性別、年齢

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. <印字面>は記載しないこと。

様式第242条(第42条関係) (平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行) 第一回

・監査報告書	年 月 日
・監査報告書提出日	年 月 日

株式会社 委託者(代表者の氏名)
監査者(監査の代行者の氏名)
監査報告書提出日(監査の代行者の氏名)

内文より分離によって株式会社の事務の全部を承認いたしましたことを証明します。

- 監査の年月日
- 監査の件目
- 監査の外見

(備考) 1 この監査の大きさは、日本選舉委員会とすること。
2 ×印の場合は記載しないこと。

様式第243条(第43条関係) (平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行) 第二回

・監査報告書	年 月 日
・監査報告書提出日	年 月 日

株式会社 委託者(監査の代行者の氏名)
監査報告書提出日(監査の代行者の氏名)

監査の外見の監査の結果及び監査の過程に際する監査方法等の上において
監査する对象の監査の実態により、次のとおり記載します。

- 監査の年月日及び監査番号
- 監査の件目
- 監査の外見

(備考) 1 この監査の大きさは、日本選舉委員会とすること。
2 ×印の場合は記載しないこと。

様式第247条(第47条関係) (平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行) 第一回

・監査報告書	年 月 日
・監査報告書提出日	年 月 日

株式会社 委託者(監査の代行者の氏名)
監査報告書提出日(監査の代行者の氏名)

監査の外見の監査の結果及び監査の過程に際する監査方法等の上において
監査する对象の監査の実態により、次のとおり記載します。

- 監査の年月日及び監査番号
- 監査の件目
- 監査の外見

(備考) 1 この監査の大きさは、日本選舉委員会とすること。
2 ×印の場合は記載しないこと。

様式第248条(第48条関係) (平成26年4月1日施行、令和元年4月1日施行) 第二回

・監査報告書	年 月 日
・監査報告書提出日	年 月 日

株式会社 委託者(監査の代行者の氏名)
監査報告書提出日(監査の代行者の氏名)

監査の外見の監査の結果及び監査の過程に際する監査方法等の上において
監査する对象の監査の実態により、次のとおり記載します。

- 監査の年月日及び監査番号
- 監査の件目
- 監査の外見

(備考) 1 この監査の大きさは、日本選舉委員会とすること。
2 ×印の場合は記載しないこと。
3 ×印の場合は記載しないこと。

様式第27の2 (第48条関係) (平成26年1月版) 令和元年1月1日以後の取扱い(一部改正)

・監理番号	
・監理登録日 年 月 日	
社外化石出荷の監査申請書類提出登録作業	
年 月 日	
発送又は販売物及び法人として日本での代表者名 名前(姓、名)、会社名、電話番号	
名称	
各種の石炭に上乗の良質のものとし、監理登録の場合は監理登録の範囲内に該する社外化石出荷の監査申請書類提出登録の届け出の際に用いられる社外化石出荷の監査申請書類提出登録の監査登録番号(監査登録番号)の欄に記入する監査登録番号を下記のとおり、監査登録の監査登録番号及び監査登録の監査登録番号により、次のとおり記入する。	
①単位別出荷量の監査登録番号	
監査登録番号の欄に記入する際の区分	
②一般消費者等及び法人の監査登録番号	
監査登録番号の名称 一般消費者等の数 計定対象消費量の数	
合計	
③本紙の原稿及び年月日	
年 月 日	
年 月 日	
(備考) 1 この紙面の大字は、日本語要領A4とすること。 2 ×印の欄は記載しないこと。	

様式第28 (第51条関係) (平成26年1月版) 令和元年1月1日以後の取扱い(一部改正)

・監理番号	
・監理登録番号	
・監理登録日 年 月 日	
・監理登録番号	
貯蔵地點等登録証の申請書	
年 月 日	
郵便局番号事務 所	
監理登録番号及び法人として日本での代表者名 名前(姓、名)、会社名、電話番号	
各種の石炭に上乗の良質のものとし、監理登録の場合は監理登録の範囲内に該する社外化石出荷の監査申請書類提出登録の届け出の際に用いられる社外化石出荷の監査申請書類提出登録の監査登録番号(監査登録番号)の欄に記入する監査登録番号を下記のとおり記入する。	
1 貯蔵地點又は貯蔵地點を変更するようとする監理登録の監査登録番号	
2 貯蔵地點又は貯蔵地點を変更するようとする監理登録の監査登録番号	
3 貯蔵地點又は貯蔵地點を変更する	
(備考) 1 この紙面の大字は、日本語要領A4とすること。 2 ×印の欄は記載しないこと。	

様式第29 (第56条関係) (平成26年1月版) 令和元年1月1日以後の取扱い(一部改正)

・監理番号	
・監理登録番号	
・監理登録日 年 月 日	
・監理登録番号	
貯蔵地點等登録証の申請書	
年 月 日	
郵便局番号事務 所	
監理登録番号及び法人として日本での代表者名 名前(姓、名)、会社名、電話番号	
各種の石炭に上乗の良質のものとし、監理登録の場合は監理登録の範囲内に該する社外化石出荷の監査申請書類提出登録の届け出の際に用いられる社外化石出荷の監査申請書類提出登録の監査登録番号(監査登録番号)の欄に記入する監査登録番号を下記のとおり記入する。	
1 变更の内容	
2 变更の年月日	
3 变更の理由	
(備考) 1 この紙面の大字は、日本語要領A4とすること。 2 ×印の欄は記載しないこと。	

様式第30 (第58条関係) (平成26年1月版) 令和元年1月1日以後の取扱い(一部改正)

・監理番号	
・監理登録日 年 月 日	
貯蔵地點等登録証の申請書	
年 月 日	
郵便局番号事務 所	
監理登録番号及び法人として日本での代表者名 名前(姓、名)、会社名、電話番号	
各種の石炭に上乗の良質のものとし、監理登録の場合は監理登録の範囲内に該する社外化石出荷の監査申請書類提出登録の届け出の際に用いられる社外化石出荷の監査申請書類提出登録の監査登録番号(監査登録番号)の欄に記入する監査登録番号を下記のとおり記入する。	
1 变更の内容	
2 变更の年月日	
3 变更の理由	
(備考) 1 この紙面の大字は、日本語要領A4とすること。 2 ×印の欄は記載しないこと。	

様式第31（第59条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ）

×登録番号
×登録料
×登録年月日 年 月 日
×登録番号

登録料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号
登記料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号
登録料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号
登記料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号

（備考）この用紙の大字は日本語表記あることとする。
×印の欄は空欄しないこと。

様式第32（第59条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ）

登録料支拂付者 姓 郵便番号 住所 電話番号
登記料支拂付者 姓 郵便番号 住所 電話番号
登録料支拂付者 姓 郵便番号 住所 電話番号
登記料支拂付者 姓 郵便番号 住所 電話番号

（備考）この用紙の大字は日本語表記あることとする。
×印の欄は空欄しないこと。

様式第33（第60条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ）

×登録番号
×登録年月日 年 月 日

登録料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号
登記料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号

（備考）この用紙の大字は日本語表記あることとする。
×印の欄は空欄しないこと。

様式第34（第61条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ）

×登録番号
×登録年月日 年 月 日

登録料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号
登記料支拂付者 姓
郵便番号
住所
電話番号

（備考）この用紙の大字は日本語表記あることとする。
×印の欄は空欄しないこと。

様式第35 (第63条関係) (甲)申請書(甲)・乙)照査書(乙)・丙)照査書(丙)・丁)照査書(丁)

<監視番号>
<監査結果>
<受付年月日>
<監視番号>

光てん 給 濕 営 作 事 務 署 年 月 日

新選市長別事務所 施

氏名又は本名及び法人名
及としてその代用の名称

被化石油ガスの保安小部及び特別の運送に要する標準規約の第1項の規定により許可を受けるもの、次のとおり申請します。

- 光てん給溼の営業用の本拠の名前及び所在地
- 光てん給溼の営業の本拠及び運送能力

(備考) 二つの種目のときは、日本選査業者Aとすること。
二つの種目はない。

様式第36 (第65条関係) (甲)申請書(甲)・乙)照査書(乙)・丙)照査書(丙)・丁)照査書(丁)

<監視番号>
<監査結果>
<受付年月日>
<監視番号>

光てん 給 濕 営 作 事 務 署 年 月 日

新選市長別事務所 施

氏名又は本名及び法人名
及としてその代用の名称

被化石油ガスの保安小部及び特別の運送に要する標準規約の第1項の規定により許可を受けるもの、次のとおり申請します。

- 支拂の年月日
- 支拂の額
- 支拂の方法

(備考) この種目のときは、日本選査業者Aとすること。
この種目はない。

様式第37 (第67条関係) (甲)申請書(甲)・乙)照査書(乙)・丙)照査書(丙)・丁)照査書(丁)

<監視番号>
<監査結果>
<受付年月日>
<監視番号>

光てん 給 濕 営 作 事 務 署 年 月 日

新選市長別事務所 施

氏名又は本名及び法人名
及としてその代用の名称

被化石油ガスの保安小部及び特別の運送に要する標準規約の第1項の規定により許可を受けるもの、次のとおり申請します。

- 検査の年月日
- 検査の方法
- 検査の結果

(備考) この種目のときは、日本選査業者Aとすること。
この種目はない。

様式第38 (第68条関係) (甲)申請書(甲)・乙)照査書(乙)・丙)照査書(丙)・丁)照査書(丁)

<監視番号>
<監査結果>
<受付年月日>
<監視番号>

光てん 給 濕 営 作 事 務 署 年 月 日

新選市長別事務所 施

氏名又は本名及び法人名
及としてその代用の名称

被化石油ガスの保安小部及び特別の運送に要する標準規約の第1項の規定により許可を受けるもの、次のとおり申請します。

- 検査を受けようとする光てん給溝の年月及び検査年月
- 検査を受けようとする支ふる支拂の年月及び検査年月

(備考) この種目のときは、日本選査業者Aとすること。
この種目はない。

様式第43(第7回定期会)		(此用紙は毎回、今後定期会に、主として用ひる、一部略記)
支那人某著作権使用料の申込書類		
		年月日
経営事業大業	殿	
名前等は名前及び姓を 記入する。又、本名と漢文の名を 併記する。		
液化石油ガスの供給及び販賣の権利による商標権の主として法律上保護の範囲 に属する工作物等の件、次のとく記載します。		
1. 芝山小糸商業株式会社の登録及び在籍		
2. 乍ら作成商標の登録を申請しまする年月日 (摘要) 1 この商標の次官は、日本度量衡課長とすること。 2 既存の取扱いしないこと。		

式様第 4) の 2 (第 9 項(原形)) (原形) 案内用紙、(大字) 案内用紙、(一部 の) 事務用紙	
■監査番号	
年月日	
支店へ用箋課請求書	
年月日	
経営便益大額	
又は販売元及び販賣元 あらわすその他の販賣元を表す	
化粧油石炭の販売の取扱い及び販賣の実績を記載する用紙	
第 4 項(原形)により、この用紙を用意せよ。	
1. 販賣実績登録用紙	
2. 販賣実績登録用紙	
3. 請算用紙	
説 明	日 期
備 考	室 容

(備考) この用紙は、日本製鉄会社、日本製鉄会社 A などとすること。
又は販賣元が、販賣元 A などとすること。

株式会社みのる(東京都渋谷区)、(平成16年4月1日、株式会社セイヒー)へお詫び			
<p style="text-align: center;">■監査報告書 ■受取年月日 年 月 日</p>			
先人おみやげ品調査書類を交付する旨合意 年 月 日			
<p style="text-align: center;">経営者大蔵 晴 左記文書及びお詫びは、亡き父の名前で贈られたものである。</p> <p>以上に記す事項は、本件の主たる原因となる財産の所有権の問題を含む事項ではない。</p> <p>1 先人おみやげ品調査書類及びお詫びと同封 2 本件の原因は、年 月 日から 年 月 日まで 3 先人おみやげ品調査書類が付与された年月日</p>			
氏名	年令	性別	交付年月日
(署名) この文書は大きな手書きでありますことをご了承ください。			

株式第49の3 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 資本計算書	
資本 番 号 日 期 実	資本 番 号
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の4 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第5項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
4. 実質的年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の5 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 住所した場合はあっては、その認定	
4. 譲り受けの年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の6 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 住所した場合はあっては、その認定	
4. 譲り受けの年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第50（第94条関係）（甲の会員等）（乙の会員等）（丙の会員等）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第2項第3項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びないので、承認書類提出者は承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録
2. 仕入用
3. 仕出用
4. 給付する影響
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×の印は記載しないこと。

株式第51（第95条関係）（甲の会員等）（乙の会員等）（丙の会員等）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びないので、承認書類提出者は承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録
2. 仕入用
3. 仕出用
4. 給付する影響
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×の印は記載しないこと。
3. 承認書類提出者が承認書類提出の際に既に承認書類提出者又は顧客登録事務で記載のうち承認書類提出者を記載すること。

株式第52（第96条関係）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録
2. 仕入用
3. 仕出用
4. 給付する影響
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×の印は記載しないこと。
3. 承認書類提出者が承認書類提出の際に既に承認書類提出者又は顧客登録事務で記載のうち承認書類提出者を記載すること。

株式第52（第96条関係）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録
2. 仕入用
3. 仕出用
4. 給付する影響
(備考) 1. 背面は、裏面のみ、レバーバスはビニール製とし、天井は又は英文字とする。
2. 用紙は、用紙とする。

様式第53（第97条関係）（平成22年4月1日～令和元年3月31日）

・登録番号	・受理番号	・年月日
液化石油ガス設備土試験検査申請書 年月日		

郵送用原稿用紙 空

液化石油ガスの保安基準及び規則の規定に従事する業者（以下「業者」といいます）の所持する
規格により液化石油ガス設備土試験の実行を受けたもので、次のとおり記載しま
す。

1. 氏名
2. 在所
3. 生年月日
4. 液化石油ガス設備土試験の番号
5. 営業

（備考）この種目の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の欄は記載しないこと。

様式第54（第98条関係）（平成22年4月1日～令和元年3月31日）

・登録番号	・受理番号	・年月日
液化石油ガス設備土試験検査申請書 年月日		

郵送用原稿用紙 空

液化石油ガスの保安基準及び規則の規定に従事する業者（以下「業者」といいます）の所持する
規格により液化石油ガス設備土試験の実行を受けたもので、次のとおり記載しま
す。

1. 氏名
2. 在所
3. 生年月日
4. 液化石油ガス設備土試験の番号
5. 営業

（備考）この種目の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の欄は記載しないこと。

様式第55（第104条関係）

・受取番号 ・年月日	18センチメートル （横）	8センチメートル （横）	10センチメートル （横）	10センチメートル （横）
	（収入高納 付）			
	写真類	写真類	写真類	写真類
	・登記番号 ・年月日	・登記番号 ・年月日	・登記番号 ・年月日	・登記番号 ・年月日
都道府県知事 署	中 月 日	（会員登記の 年月日）	（会員登記の 年月日）	（会員登記の 年月日）
受取者氏名	希望する交換 番	希望する交換 番	希望する交換 番	希望する交換 番
ふりがな	生 月 日	生 月 日	生 月 日	生 月 日
氏名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
宛住所 （郵便番号）	電話	電話	電話	電話
差附料 （郵便番号）	電話	電話	電話	電話
備考 *印の欄は記入しないこと。				

様式第56（第112条関係）（平成22年4月1日～令和元年3月31日）

・登録番号	・受理番号	・年月日
液化石油ガス設備工事実施検査申請書 年月日		

郵送用原稿用紙 空

液化石油ガスの保安基準及び規則の規定に従事する業者（以下「業者」といいます）の所持する
規格により液化石油ガス設備工事実施検査の実行を受けたもので、次のとおり記載しま
す。

1. 事業所の名称
2. 事業所の在所
3. 生年月日（登記の年月日）
4. 液化石油ガス設備工事実施検査の番号
5. 営業

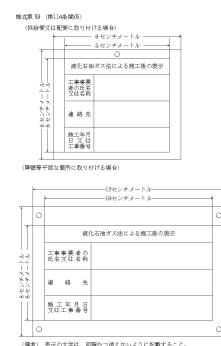
（備考）この種目の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. ×印の欄は記載しないこと。

株式第57(第114条関係) (第114条関係の一部改定)

監理番号	年月日
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律(昭和36年法律第106号)第1項の規定により、次のとおり算定されます。	
1 事業開始の場合は、年月日	
2 実質的提出	
3 実質的提出	
(備考) 1 この算出の大きさは、日本標準測定値A4とすること。 2 ×の印は記載しないこと。	

株式第58(第114条関係) (第114条関係の一部改定)

監理番号	年月日
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律(昭和36年法律第106号)第1項の規定により、次のとおり算定されます。	
1 事業開始の場合は、年月日	
2 実質的提出	
3 実質的提出	
(備考) 1 この算出の大きさは、日本標準測定値A4とすること。 2 ×の印は記載しないこと。	



株式第60(第134条関係) (第134条関係の一部改定)

監理番号	年月日
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律(昭和36年法律第106号)第1項の規定により算定されます。	
年月日	
施 工 者	

(備考) この用紙の大引きり、日本標準測定値A4とすること。

被相手方(被請求人) (被請求人の氏名を記入する。被請求人の住所は別欄に記入する。) 甲子(年)四月一日	
一 著 及 そ シ メ ー ト ン	
写真貼付欄	
書 類 号	
職 氏 名 年 月 日	
被相手方の連絡先の確認及び取り扱いの適正性に関する法律関係の 整理に上る	
立 入 條 件	
年 月 日 発行	
専用欄	
被相手方大綱(範囲の範囲と並びは作成) ④	

樣式第63

(第140条関係) 削除

様式第65（第141条関係）

様式第66(第141条関係)

格式第44(第46版)页	平1通存今口、通知、平1通存4000、平1通存4000、平1通存4000 平1元通存4000、平1通存4000	× 账户号 × 登记年月 日 年 月 日
--------------	--	-------------------------

供拾荒者拾到本票时使用

〔契約登記〕 延長登記申込書 年月日登記料900円・契約登記料300円・登記料額定(登記料額定の倍率)		
登記番号		
受取登記日 月 日		
契約登記実施年月 (年次分)		
備 考	年 月 日	
契約登記事項		
タクシードライバーの保険契約及び保険の運送化に係る賃貸料等の計算方法		
第2回では第1回の概算により下記の賃貸料等に係るのを並べて記入する。		
タクシードライバーの賃貸料等に係るのを並べて記入する。		
車両名 在 所 地 登記番 号等	項目番 号等	タクシードライバーの賃貸料等に係るのを並べて記入する。
		車両登記 料等

様式第67(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)
立入検査等実施年月(年 月)

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等を立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。
2 本用紙は記載しないこと。

様式第68(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)
立入検査等実施年月(被検査者の名前) 年 月 日

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。
2 本用紙は記載しないこと。

様式第69(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)
立入検査等実施年月(年 月)

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。
2 本用紙は記載しないこと。

様式第70(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)
立入検査等実施年月(年 月)

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。
2 本用紙は記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 内訳は、製品名等液化石油ガス器具等が特定できる内容とする。
3 液化石油ガス器具等の区分、製造又は輸入事業者毎に別表とする。

別表第一（第六十二条関係）

別表第一（第六十二条関係）	検査項目	完成検査の方法
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第五十三条	十四条第一号の貯蔵置況を目視により検査する。 施設の警戒標
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第六十二条（第六十二条関係）	二 第五十二条（第一第五十二条（第六十二条関係））の貯蔵施設の外面から第一種保安物に対する距離を卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。 十四条第二号の貯蔵置況を目視により検査する。 施設から第一種保安物に対する距離を卷尺その他の測定により検査する。 物件及び第二種保安物件までの距離）
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第六十二条（第六十二条関係）	三 第五十二条（第十四条第三号の貯蔵置況を目視により検査する。 施設の障壁）
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第六十二条（第六十二条関係）	四 第五十二条（第十四条第四号の貯蔵置況を目視により検査する。 施設の屋根）
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第六十二条（第六十二条関係）	五 第五十二条（第十四条第五号の貯蔵スが漏えいしたときに滞留施設の液化石油ガスしない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。
第一号イの貯蔵設備（貯槽であるもの）を除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。第一種保安物件	第一第六十二条（第六十二条関係）	六 第五十二条（第六十二条関係）の貯蔵設置状況を目視により検査する。 施設の消防設備）

別表第二（第六十二条関係）

第一号口の貯蔵設備の障壁	第一号口の貯蔵設備の障壁までの距離	第一号口の貯蔵設備の障壁を目視、図面及び記録により検査する。
第一号ハの貯蔵設備から火気を取扱う施設までの距離	第一号ハの貯蔵設備から火気を取扱う施設までの距離	第一号ハの貯蔵設備から火気を取扱う施設までの距離を卷尺により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
第一号ニの貯蔵設備の警戒標の設置状況	第一号ニの貯蔵設備の警戒標の設置状況	第一号ニの貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号トの貯蔵設備の警戒標の設置状況	第一号トの貯蔵設備の警戒標の設置状況	第一号トの貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号チの貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況	第一号チの貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況	第一号チの貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況を目視により検査する。
第一号リの充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防護措置の設置状況	第一号リの充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防護措置の設置状況	第一号リの充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防護措置の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。

十六 第五十三条 貯槽の外側から他の貯槽までの距離	第二号への貯槽までの距離を卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
十七 第五十三条 第二号トの貯槽のさく、へい等	第二号トの貯槽のさく、へい等の設置状況を目視により検査する。
十八 第五十三条 第二号チの貯槽の朱書き	第二号チの貯槽の周囲から朱書きの状況を目視により検査する。
十九 第五十三条 第二号リの貯槽の材料	第二号リの貯槽に使用されている材料を図面及び記録により検査する。
二十 第五十三条 第二号ヌの貯槽の腐食防止措置	第二号ヌの貯槽の腐食防止措置を目視及び記録により検査する。
二十一 第五十三条 第二号ルの貯槽の基礎	第二号ルの貯槽の基礎の状況を図面及び記録により検査し、貯槽の腐食を防止する。
二十二 第五十三条 第二号ヲの貯槽の基礎	第二号ヲの貯槽の基礎の状況を図面及び記録により検査し、貯槽の腐食を防止する。
二十三 第五十三条 第二号ツの貯槽の耐圧試験	第二号ツの貯槽について、耐圧試験の結果を記録により検査する。
二十四 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
二十五 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
二十六 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
二十七 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
二十八 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
二十九 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
三十 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
三十一 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
三十二 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
三十三 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
三十四 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
三十五 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
三十六 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
三十七 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
三十八 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
三十九 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
四十 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
四十一 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
四十二 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
四十三 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。
四十四 第五十三条 第二号ツの耐圧試験	第二号ツの耐圧試験の結果を記録により検査する。
四十五 第五十三条 第二号ツの気密試験	第二号ツの気密試験の結果を記録により検査する。

五十三	第五十	五十三	三 条第四号（第 十八条第二十号の ハの調整器の調 整圧力及び閉そ く圧力）	（1）調整器（生活の用に供す る液化石油ガスに係るものに限 る。）の調整圧力は、二・三キロ パスカル以上三・三キロパス カル以下であり、かつ、閉そく 圧力は、三・五キロパスカル以 下であることを圧力測定設備を 用いた試験又はその記録により 検査する。	○・八メガパスカル以上の圧力 で行う耐圧試験又はその記録 の組立状態において、気密試験 用設備を用いた〇・一五メガパス カル以上の圧力で行う気密試 験又はその記録により検査す る。
五十四	第五十	五十四	四 三条第四号（第一 十八条第二十一 号の地下室等の 緊急遮断装置等）	（2）調整器（（1）に規定す るもの）の調整圧力及び閉そく 圧力は、使用する燃焼装置 に適合したものであることを 圧力測定設備を用いた試験又は その記録により検査する。	（2）第五十四条 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視 又は記録により検査する。
二	第五十四	第五十五	第五十五条の規定に 基準に係る完成検査の方法につ いては、この表の規定にかかわらず、 の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたも のをもつて完成検査の方法とする。	（3）第五十四条第一号（第十九条第二号遮へい板の設置状況を目視し、必要に応じて ハ）のバルク容器のにより検査し、必要に応じて 屋根又は遮へい板のパルク容器の査する。	（3）第五十四条第一号（第十九条第二号の設置状況を目視により検査する。
消火設備	別表第三（第六十二条関係）	検査項目	備考 第五十三条に規定する基準にかかわらず、 第五十五条の規定により経済産業大臣が認めたも のをもつて完成検査の方法とする。	完成検査の方法	

四 号 （第十九条第二号）	第五十四条第一四 号 （第十九条第二号）	均压バルブに取り付け たカツプリングの設置状況 を目視により検査し、その 機能を記録により検査する。
五 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一五 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。
六 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一六 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。
七 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一七 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。
八 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一八 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。
九 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一九 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。
十 号 （第十九条第一号）	第五十四条第一十 号 （第十九条第二号）	ガス取出バルブ及び液 口及びハのバルク容 器のガス取出バルブ 及び液取出バルブの能 力を記録により検査す る。

から火気を取り扱う施設までの距離)	器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合限り、目視による検査に替えることができる。なお、規定の距離を確保することができないものであつて、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。	槽の地盤面下への埋設
第二十三 第五十四条二十九 バルク貯槽の外面	第二十三 第五十四条二十九 ガス取出弁及び液のガス取出弁及び液により検査する。	設置
第二十四 第五十四条二十九 ガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視及び図面により検査する。	第二十四 第五十四条二十九 バルク貯槽の設置状況を目視及び図面により検査する。	二十九 第五十四条二十九 ガス取出弁及び液のガス取出弁及び液により検査する。
第二十五 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパー	第二十五 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第二十六 第五十四条三十二 バルク貯槽の周囲	第二十六 第五十四条三十二 バルク貯槽の周囲	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第二十七 第五十四条三十三 バルク貯槽の緊急連絡先	第二十七 第五十四条三十三 バルク貯槽の緊急連絡先	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第二十八 第五十四条三十四 バルク貯槽の腐食を防止する措置	第二十八 第五十四条三十四 バルク貯槽の腐食を防止する措置	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第二十九 第五十四条三十五 バルク貯槽の支柱又はサドルの取付け	第二十九 第五十四条三十五 バルク貯槽の支柱又はサドルの取付け	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十 第五十四条三十六 バルク容器、バルク貯槽の過充てん	第三十 第五十四条三十六 バルク容器、バルク貯槽の過充てん	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十一 第五十四条三十七 バルク貯槽の安全弁の設置状況を目視、図面等により検査する。	第三十一 第五十四条三十七 バルク貯槽の安全弁の設置状況を目視、図面等により検査する。	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十二 第五十四条三十八 バルク貯槽の液化石油ガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視及び図面により検査する。	第三十二 第五十四条三十八 バルク貯槽の液化石油ガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視及び図面により検査する。	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十三 第五十四条三十九 バルク貯槽の緊急連絡先	第三十三 第五十四条三十九 バルク貯槽の緊急連絡先	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十四 第五十四条四十 バルク貯槽の自動車等との接触防止措置	第三十四 第五十四条四十 バルク貯槽の自動車等との接触防止措置	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十五 第五十四条四十一 バルク貯槽と基礎の固定方法	第三十五 第五十四条四十一 バルク貯槽と基礎の固定方法	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十六 第五十四条四十二 バルク貯槽の接地	第三十六 第五十四条四十二 バルク貯槽の接地	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十七 第五十四条四十三 バルク貯槽の安全弁の放出管等	第三十七 第五十四条四十三 バルク貯槽の安全弁の放出管等	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十八 第五十四条四十四 バルク貯槽の埋設	第三十八 第五十四条四十四 バルク貯槽の埋設	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。
第三十九 第五十四条四十五 バルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置	第三十九 第五十四条四十五 バルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置	二十九 第五十四条三十九 バルク貯槽のプロテクターパーにより検査する。

第三号ホ (2) のバ ルク貯槽の自動車等 車両の乗入れ防止措 置	状況を目視及び図面により 検査する。
四十六 第五十四条第 二号ト (第十九条第 三号ホ (3) のバ ルク貯槽の浮き上 がり防止措置)	四十六 バルク貯槽の浮き 上がり防止措置を図面に上 がり検査する。
四十七 第五十四条第 四号ト (第十九条第 三号ホ (4) のバ ルク貯槽の埋設に 用いる土又は砂)	四十七 バルク貯槽の埋設 第二号ト (第十九条に用いる土又は砂を目視等 により検査する。
四十八 第五十四条第 二号ト (第十九条第 三号ホ (5) のバ ルク貯槽のガス検 知用の孔あき管)	四十八 第五十四条第 四号ト (第十九条第 三号ホ (5) のバ ルク貯槽のガス 検知用の孔あき管の設 置状況を目視及び図面により検 査する。
四十九 第五十四条第 二号ト (第十九条第 三号ホ (6) のバ ルク貯槽のプロテ クタの孔あき管)	四十九 第五十四条第 四号ト (第十九条第 三号ホ (6) のバ ルク貯槽のプロテ クタの孔あき管)
五十 第五十四条第 二号ト (第十九条第 三号ホ (7) のバル ク貯槽のプロテク タの断熱材)	五十 第五十四条第 二号ト (第十九条第 三号ホ (7) のバル ク貯槽のプロテク タの断熱材)
五十一 第五十四条第 三号 (第十八条第 四号の貯蔵設備、 化装置及び調整器 の供給能力)	五十一 第五十四条第 三号 (第十八条第 四号の貯蔵設備、 化装置及び調整器 の供給能力)
五十二 第五十四条第 三号 (第十八条第 五号のバルブ、集 合装置、供給管及び ガス栓の欠陥)	五十二 第五十四条第 三号 (第十八条第 五号のバルブ、集 合装置、供給管及び ガス栓の欠陥)
五十三 第五十四条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管の腐 蝕による防止措置)	五十三 第五十四条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管の腐 蝕による防止措置)
五十四 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十四 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
五十五 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十五 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
五十六 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十六 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
五十七 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十七 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
五十八 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十八 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
五十九 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい	五十九 第五十四条第 六号 (第十八条第 六号のバルブ、集合 装置及び供給管に使 用されてい
六十 第五十四条第 七号 (第十八条第 九号ホの気化装置 の液化石油ガスの流 出を防止する措置)	六十 第五十四条第 七号 (第十八条第 九号ホの気化装置 の液化石油ガスの流 出を防止する措置)
六十一 第五十四条第 八号 (第十八条第 二十号イの調整器 の温度の適合)	六十一 第五十四条第 八号 (第十八条第 二十号イの調整器 の温度の適合)
六十二 第五十四条第 九号 (第十八条第 二十号ロの調整器 の耐圧性能及び氣密 性)	六十二 第五十四条第 九号 (第十八条第 二十号ロの調整器 の耐圧性能及び氣密 性)
六十三 第五十四条第 十号 (第十八条第 二十一号の地下等 の緊急遮断装置)	六十三 第五十四条第 十号 (第十八条第 二十一号の地下等 の緊急遮断装置)
六十四 第五十四条第 十一号 (第十八条第 二十二号チ (5) のバ ルク貯槽の静電 漏除去する措置)	六十四 第五十四条第 十一号 (第十八条第 二十二号チ (5) のバ ルク貯槽の静電 漏除去する措置)
六十五 第五十四条第 十二号 (第十八条第 二十二号チ (6) の耐 震設計構造物の耐 震性能と関する性 能)	六十五 第五十四条第 十二号 (第十八条第 二十二号チ (6) の耐 震設計構造物の耐 震性能と関する性 能)

